

軽自動車検査協会検査事務規程(昭和48年9月26日協会規程第16号) の一部改正について

1. 改正理由

軽自動車に係る自動車検査証の電子化については、「道路運送車両法の一部を改正する法律（令和元年5月24日法律第十四号）」の規定により、令和6年1月から開始することになっていることから、これに合わせて軽自動車検査協会において自動車検査証の電子化を実施するため「軽自動車検査協会検査事務規程」の一部を改正するとともに、この機会に、審査事務規程の改正等を踏まえた所要の改正を行うもの。

2. 改正概要

- (1) 自動車検査証電子化の導入に伴う改正等
「道路運送車両法の一部を改正する法律（法律第十四号）（令和元年5月24日付）」の公布を踏まえ、自動車検査証の電子化に対応するため所要の改正を行います。
- (2) 審査事務規程第54次改正を踏まえ所要の改正を行います。
- (3) その他、書きぶりの適正化等所要の改正を行います。

3. 施行日

令和6年1月1日（一部は令和5年12月21日）

軽自動車検査協会検査事務規程の一部を改正する新旧対照表

○ 軽自動車検査協会検査事務規程（昭和 48 年 9 月 26 日協会規程第 16 号）

新	旧
目 次	目 次
第 1 章 総則	第 1 章 総則
第 2 章 検査の実施方法	第 2 章 検査の実施方法
第 3 章 自動車検査証等及び <u>高度化システムへの記録又は軽自動車検査票の記載</u>	第 3 章 自動車検査証等及び <u>軽自動車検査票の記載又は高度化システムへの記録</u>
第 4 章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第 4 章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査
第 5 章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査（改造等による変更のない使用過程車）	第 5 章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査（改造等による変更のない使用過程車）
第 6 章 車両番号の指定等、自動車検査証等の交付等に係る処理	第 6 章 車両番号の指定等、自動車検査証等の交付等に係る処理
第 7 章 電子情報処理組織による軽自動車検査ファイルへの記録	第 7 章 電子情報処理組織による軽自動車検査ファイルへの記録
第 8 章 臨時検査	第 8 章 臨時検査
第 9 章 雑則	第 9 章 雑則
別表	別表
様式	様式
第 1 章 総則	第 1 章 総則
1-1～1-2（略）	1-1～1-2（略）
1-3 用語の定義	1-3 用語の定義
この規程における用語の定義は、法、施行規則、保安基準、様式省令及びこれらの法令に基づく国の関係通達並びに審査事務規程によるほか、下表に定めるところによるものとする。	この規程における用語の定義は、法、施行規則、保安基準、様式省令及びこれらの法令に基づく国の関係通達並びに審査事務規程によるほか、下表に定めるところによるものとする。
なお、審査事務規程 1-3「用語の定義」中、「検査担当者」、「高度化システム」及び「保安検査コース」の内容は、下表に定めるものとし、「地	なお、審査事務規程 1-3「用語の定義」中、「検査担当者」、「高度化システム」及び「保安検査コース」の内容は、下表に定めるものとし、「地

方検査部及び地方事務所」は「事務所、支所及び分室」と、「審査時車両状態」は「検査時車両状態」と読み替えるものとする。

分類	用語	内容
(略)	(略)	(略)
し	(略)	(略)
	自動車検査証	法第 58 条第 2 項の規定による自動車検査証をいう。
	(略)	(略)
	自動車検査証変更記録申請書	様式省令に定められた軽第 1 号様式、軽第 2 号様式、軽第 3 号様式、軽第 5 号様式、軽専用第 1 号様式及び様式 7-2 をいう。
	(略)	(略)
	自動車予備検査証変更記録申請書	様式省令に定められた軽第 1 号様式、軽第 2 号様式、軽第 5 号様式及び様式 7-2 をいう。
(略)	(略)	(略)
も	持込検査	検査のうち自動車の提示が必要な新規検査、予備検査、継続検査、構造等変更検査（記録事項の変更を含む。）又は臨時検査をいう。
(略)	(略)	(略)

1-4～1-5 (略)

第 2 章 検査の実施方法

2-1～2-2 (略)

方検査部及び地方事務所」は「事務所、支所及び分室」と、「審査時車両状態」は「検査時車両状態」と読み替えるものとする。

分類	用語	内容
(略)	(略)	(略)
し	(略)	(略)
	自動車検査証	法第 58 条の規定による自動車検査証をいう。
	(略)	(略)
	自動車検査証記入申請書	様式省令に定められた軽第 1 号様式、軽第 2 号様式、軽第 3 号様式、軽第 5 号様式、軽専用第 1 号様式及び様式 7-2 をいう。
	(略)	(略)
	自動車予備検査証記入申請書	様式省令に定められた軽第 1 号様式、軽第 2 号様式、軽第 5 号様式及び様式 7-2 をいう。
(略)	(略)	(略)
も	持込検査	検査のうち自動車の提示が必要な新規検査、予備検査、継続検査、構造等変更検査（記載事項変更を含む。）又は臨時検査をいう。
(略)	(略)	(略)

1-4～1-5 (略)

第 2 章 検査の実施方法

2-1～2-2 (略)

2-3 自動車検査場における掲示等 (1) ～ (3) (略) (4) 受検時の注意事項には、原則として次に掲げる事項が含まれていなければならない。 ただし、設置されている検査機器等により変更することができる。 ① 各検査コース共通の受検時の注意事項 ア～テ (略) ト 窓口より交付された自動車検査証<u>等</u>の走行距離計表示値その他の記載内容<u>及び記録内容</u>が自動車と相違していないことを確認してください。相違している場合は、ただちに申し出てください。 ②～④ (略) (5) (略) 2-3 の 2～2-4 (略) 2-5 製作年月日 自動車の製作年月日については、次のとおり取扱うものとする。 (1) (略) (2) (1)以外の場合には、自動車検査証、自動車予備検査証、登録識別情報等通知書、自動車検査証返納証明書又は限定自動車検査証の初度検査年月欄や備考欄<u>等に記録（自動車予備検査証、登録識別情報等通知書、自動車検査証返納証明書、限定自動車検査証にあっては記載と読み替える。以下同じ。）</u>されている情報を基に判断するものとする。 ただし、上記書面に<u>記録</u>されている情報だけでは審査事務規程の各項における従前規定の適用の可否を判断することが困難な場合にあつては、(1)に準じて判断するものとする。	2-3 自動車検査場における掲示等 (1) ～ (3) (略) (4) 受検時の注意事項には、原則として次に掲げる事項が含まれていなければならない。 ただし、設置されている検査機器等により変更することができる。 ① 各検査コース共通の受検時の注意事項 ア～テ (略) ト 窓口より交付された自動車検査証の走行距離計表示値その他の記載内容が自動車と相違していないことを確認してください。相違している場合は、ただちに申し出てください。 ②～④ (略) (5) (略) 2-3 の 2～2-4 (略) 2-5 製作年月日 自動車の製作年月日については、次のとおり取扱うものとする。 (1) (略) (2) (1)以外の場合には、自動車検査証、自動車予備検査証、登録識別情報等通知書、自動車検査証返納証明書又は限定自動車検査証の初度検査年月欄や備考欄に<u>記載</u>されている情報を基に判断するものとする。 ただし、上記書面に<u>記載</u>されている情報だけでは審査事務規程の各項における従前規定の適用の可否を判断することが困難な場合にあつては、(1)に準じて判断するものとする。
--	---

2-6 検査の受付等 2-6-1～2-6-2（略） 2-6-3 持込検査の実施 （1）～（2）（略） （3）持込検査において、保安基準適合性について疑義が生じた等により 2-7(1)に規定する検査が完了せず、検査当日中に検査担当者が速やかに判定を行うことができない場合にあっては、次により取扱うものとする。 ① 3-4-5(1)の規定に基づく検査中断に該当せず、かつ、次に掲げるいずれかの事由により検査当日中に 3-4-1 の検査結果通知を行うことができない場合にあっては、(1)の規定にかかわらず、検査当日から 15 日（証明書等について真正性の照会を行っている期間は除く。）までを限度として検査を継続することができる。 ア 自動車の種別、用途、車体の形状、乗車定員、最大積載量、車両重量、車両総重量、長さ、幅又は高さが自動車検査証の<u>記録</u>事項と同一と判断できないもの イ～エ（略） ②～⑤（略） （4）（略） 2-7 検査の実施方法 検査は、<u>次</u>に定めるところにより実施するものとする。この場合において、持込検査にあっては第 4 章及び第 5 章に規定する項目について実施し、検査コースにおける自動車の状態は、個別に定める場合を除き、検査時車両状態とする。 なお、書面等により審査を行う項目については、受検者に対し必要な書面の提出又は提示を求め審査するものとする。 <u>(1) 新規検査及び予備検査</u>	2-6 検査の受付等 2-6-1～2-6-2（略） 2-6-3 持込検査の実施 （1）～（2）（略） （3）持込検査において、保安基準適合性について疑義が生じた等により 2-7(1)に規定する検査が完了せず、検査当日中に検査担当者が速やかに判定を行うことができない場合にあっては、次により取扱うものとする。 ① 3-4-5(1)の規定に基づく検査中断に該当せず、かつ、次に掲げるいずれかの事由により検査当日中に 3-4-1 の検査結果通知を行うことができない場合にあっては、(1)の規定にかかわらず、検査当日から 15 日（証明書等について真正性の照会を行っている期間は除く。）までを限度として検査を継続することができる。 ア 自動車の種別、用途、車体の形状、乗車定員、最大積載量、車両重量、車両総重量、長さ、幅又は高さが自動車検査証の<u>記載</u>事項と同一と判断できないもの イ～エ（略） ②～⑤（略） （4）（略） 2-7 検査の実施方法 <u>(1)</u> 検査は、<u>別表 1「検査の実施の方法」</u>に定めるところにより実施するものとする。この場合において、持込検査にあっては第 4 章及び第 5 章に規定する項目について実施し、検査コースにおける自動車の状態は、個別に定める場合を除き、検査時車両状態とする。 なお、書面等により審査を行う項目については、受検者に対し必要な書面の提出又は提示を求め審査するものとする。 <u>(新設) ※別表 1 から移動</u>
--	---

① 構造に関する検査

次に掲げる事項について、画像取得装置、巻尺、重量計、傾斜角度測定機等を用いて検査するものとする。この場合において、ア、ウ（車両重量に限る。）及びエに掲げる事項以外の事項については、道路運送車両の保安基準に適合するかどうかを視認等により容易に判定することができるときに限り、視認等により検査することができる。ただし、発行後9か月を経過した完成検査終了証（完成検査終了証に記載すべき事項が電磁的方法により登録情報処理機関に提供された場合を含む。）、登録識別情報等通知書又は自動車検査証返納証明書の提出若しくは提示がある自動車（⑧に掲げるものを除く。）については、ア、ウ（車両重量に限る。）及びエに掲げる事項についても、同様とする。

ア 長さ、幅及び高さ

イ 最低地上高

ウ 車両重量及び車両総重量

エ 車輪にかかる荷重

オ かじ取り車輪にかかる荷重の車両重量及び車両総重量に対する割合

カ 最大安定傾斜角度

キ 最小回転半径

ク 接地部及び接地圧

② 装置に関する検査（その1）

次の表の左欄に掲げる事項について、同表の右欄に掲げる器具を用いて検査するものとする。この場合において、ア、イ及びケに掲げる事項については、当該器具を用いて検査することが困難であるときに限り走行その他の適切な方法により、ウ及びカからクまでに掲げる事項については、道路運送車両の保安基準に適合するかどうかを視認等により容易に判定することができるときに限り視認等により、それぞれ検査することができる。

<u>ア</u> かじ取車輪の整列状態	<u>サイドスリップ・テスト</u>
<u>イ</u> 制動装置の性能及び制動能力	<u>ブレーキ・テスト</u>
<u>ウ</u> 自動車が発する騒音の大きさ	<u>音量計</u>
<u>エ</u> 自動車から排出される一酸化炭素の濃度	<u>一酸化炭素測定器</u>
<u>オ</u> 自動車から排出される炭化水素の濃度	<u>炭化水素測定器</u>
<u>カ</u> 自動車から排出される黒煙の汚染度	<u>黒煙測定器</u>
<u>キ</u> 前照灯の明るさ及び主光軸の向き	<u>前照灯試験機</u>
<u>ク</u> 警告器の音の大きさ	<u>音量計</u>
<u>ケ</u> 速度計の指度の誤差	<u>速度計試験機</u>
<u>コ</u> 車載式故障診断装置の診断結果の読み出し	<u>検査用スキャンツール</u>

③ 装置に関する検査（その2）

次に掲げる装置について、亀裂、がた、取付けの緩みの有無等を検査用ハンマ等を用いて検査するものとする。この場合において、道路運送車両の保安基準に適合するかどうかを視認等により容易に判定することができることに限り、視認等により検査することができる。

ア 動力伝達装置

イ 走行装置

ウ 操縦装置

エ 制動装置

オ 緩衝装置

カ 燃料装置

キ 車枠及び車体

<u>ク 連結装置</u> <u>ケ 物品積載装置</u> <u>コ 内圧容器及びその附属装置</u> <u>④ 装置に関する検査（その３）</u> <u>次に掲げる装置について、視認その他適切な方法により検査するものとする。</u> <u>ア 原動機</u> <u>イ 電気装置</u> <u>ウ 乗車装置</u> <u>エ 前面ガラスその他の窓ガラス</u> <u>オ 騒音防止装置</u> <u>カ ばい煙等の発散防止装置</u> <u>キ 灯火装置及び反射器</u> <u>ク 警報装置</u> <u>ケ 指示装置</u> <u>コ 視野を確保する装置</u> <u>サ 走行距離計その他の計器</u> <u>シ 防火装置</u> <u>ス 運行記録計</u> <u>セ 速度表示装置</u> <u>ソ 自動運行装置</u> <u>⑤ 乗車定員又は最大積載量の算定</u> <u>次に掲げる構造に関する事項及び装置についての検査の結果に基づき、乗車定員又は最大積載量を算定するものとする。</u> <u>ア 構造に関する事項</u> <u>①のイからカまで及びクに掲げる事項</u> <u>イ 装置</u>	
--	--

③のアからオまで及びキからケまでに掲げる装置並びに④のア及びウに掲げる装置

⑥ 完成検査終了証又は出荷検査証の提出がある自動車の検査

型式指定自動車及び多仕様自動車は、次に掲げる全ての要件を満足するものについては、②（多仕様自動車にあつては、②アからケまでに掲げる事項について当該器具を用いて検査する装置が多仕様自動車として指定を受けた範囲に含まれているものに限る。）、③（多仕様自動車は③ケを除く）、④オ及び④カの検査を提出書面の審査に代えることができる。

ただし、提出のあつた書面又は当該自動車の構造・装置の内容に疑義が生じ、審査に代えることが妥当ではないと判断する場合はこの限りではない。

ア 型式指定自動車

(ア) 完成検査終了証（検査当日において発行後 9 か月を経過しないものに限る。）があること

(イ) 当該自動車に係る構造・装置について変更がないこと（諸元表に記載される事項に変更のない軽微な装置の変更を除く。）

(ウ) 新規検査等届出書の「前照灯の明るさ及び主光軸の向き測定」欄に○印が付されていること（被牽引自動車を除く。）

イ 多仕様自動車

(ア) 出荷検査証（検査当日において発行後 11 か月を経過しないものに限る。）があること

(イ) 当該自動車の別記様式の表中に記載されている項目のうち「16 かじ取り装置」、「21 制動装置(貨物)」、「22 制動装置(乗用)」、「75 騒音」、「77 排出ガス」、「78 排出ガス」、「85 前照灯」、「87 前照灯」、「118 警告器の音圧」及び「130 速度計」に○印が付されている装置に変更がないこと

(ウ) 新規検査等届出書の「前照灯の明るさ及び主光軸の向き測定」欄に
○印が付されていること（被牽引自動車を除く。）

⑦ 自動車検査証返納証明書の提出若しくは提示及び保安基準適合証の提出（法第94条の5第9項の規定により申請書への記載をもって提出に代える場合（継続検査に係る場合を除く。）を含む。以下この号において同じ。）がある自動車の検査

自動車検査証返納証明書の提出若しくは提示及び保安基準適合証の提出がある自動車については、当該自動車検査証返納証明書及び保安基準適合証（法第94条の5第2項の規定により登録情報処理機関に提供される保安基準適合証に記載すべき事項を含む。）を審査することにより検査するものとする。

⑧ 限定保安基準適合証の提出及び限定自動車検査証の提出がある自動車の検査

限定保安基準適合証の提出及び限定自動車検査証の提出がある自動車については、当該限定保安基準適合証及び限定自動車検査証を審査することにより検査するものとする。

(2) 継続検査

① 構造に関する検査（その1）

次に掲げる事項が当該自動車検査証の記載事項又は記録事項と同一であるかどうかを視認等により検査するものとする。

ア 長さ、幅及び高さ

イ 車両重量及び車両総重量

ウ 乗車定員

エ 用途及び車体の形状

② 構造に関する検査（その2）

次に掲げる事項について、視認その他適切な方法により検査するものとする。

項、第 6 項、第 14 項、第 37 条の 2 第 1 項、第 37 条の 2 の 2 第 3 項、第 38 条第 9 項及び第 42 条第 1 項並びに「道路運送車両法施行規則第三十六条第十四項等に基づき国土交通大臣が指定する自動車及び基準」（令和 2 年国土交通省告示第 1331 号）関係） ①～④（略） (5) 有効な限定自動車検査証の提示がある自動車については、当該限定自動車検査証に記載された保安基準に適合しない部分を整備した場合における当該整備に係る部分を検査するものとする。 (6) 持込検査において、視認等による方法で判定することが困難な場合は、当該自動車にかかる点検整備記録簿又は特定整備記録簿の提示を求め、当該記録簿の記載事項を検討する等の方法により確認することができる。 (7) 持込検査に際して、受検車両が検査時車両状態にない場合には、受検者に対し検査できないため検査を中断する旨を口頭で通告する。 (8) OBD 検査の実施については、審査事務規程 4-10 及び 9-15 の規定を準用し検査を実施する。なお、高度化システム障害発生時又は高度化システムが導入されていない検査場においては、特定 DTC 照会アプリにより検査を実施する。 2-8～2-11（略） 2-12 検査における書面の提出又は提示等 2-12-1 保安基準への適合性を証する書面 (1)（略） (2) 自主防犯活動用自動車の証明書 ①（略） ② 青色防犯灯を備えた自主防犯活動用自動車について、継続検査を行	項、第 6 項、第 14 項、第 37 条の 2 第 1 項、第 37 条の 2 の 2 第 3 項、第 38 条第 9 項及び第 42 条第 1 項並びに「道路運送車両法施行規則第三十六条第十四項等に基づき国土交通大臣が指定する自動車及び基準」（令和 2 年国土交通省告示第 1331 号）関係） ①～④（略） (3) 有効な限定自動車検査証の提示がある自動車については、当該限定自動車検査証に記載された保安基準に適合しない部分を整備した場合における当該整備に係る部分を検査するものとする。 (4) 持込検査において、視認等による方法で判定することが困難な場合は、当該自動車にかかる点検整備記録簿又は特定整備記録簿の提示を求め、当該記録簿の記載事項を検討する等の方法により確認することができる。 (5) 持込検査に際して、受検車両が検査時車両状態にない場合には、受検者に対し検査できないため検査を中断する旨を口頭で通告する。 (6) OBD 検査の実施については、審査事務規程 4-10 及び 9-15 の規定を準用し検査を実施する。なお、高度化システム障害発生時又は高度化システムが導入されていない検査場においては、特定 DTC 照会アプリにより検査を実施する。 2-8～2-11（略） 2-12 検査における書面の提出又は提示等 2-12-1 保安基準への適合性を証する書面 (1)（略） (2) 自主防犯活動用自動車の証明書 ①（略） ② 青色防犯灯を備えた自主防犯活動用自動車について、継続検査を行
---	---

う場合には、当該自動車の自動車検査証備考欄の<u>記録</u>事項により自主防犯活動用自動車であることの確認を行うものとする。 この場合において、自主防犯活動用自動車であって、保安基準第 55 条の規定により青色防犯灯に係る基準緩和の認定を受け、自動車検査証備考欄にその旨の<u>記録</u>があるものは、3-3-15(1)20. の<u>記録</u>があるものとして取扱う。 (3) (略) 2-12-2 検査に必要な書面 (1) 自動車検査証返納証明書等 ① (略) ② 法第 69 条第 4 項の規定により自動車検査証が返納された自動車の新規検査又は予備検査に際しては、自動車検査証返納証明書の提示を求め検査するものとする。 この場合において、法第 94 条の 5 第 1 項の規定による保安基準適合証の提出があったときは、当該申請に係る自動車と提示された自動車検査証返納証明書の構造等に関する事項が同一である場合に限り、<u>2-7(1)⑦</u>により検査することができるものとする。 (2)～(10) (略) 2-13～2-14 (略) 2-15 改造自動車等 2-15-1 改造自動車等の事前書面審査及び検査 (1) 改造自動車等の新規検査、予備検査又は構造等変更検査並びに自動車検査証の<u>記録</u>事項<u>の</u>変更（以下 2-15 において「新規検査等」という。）に係る検査は、この規程の定めるところによるほか、審査事務規程別添 4「改造自動車審査要領」により実施するものとする。	う場合には、当該自動車の自動車検査証備考欄の<u>記載</u>事項により自主防犯活動用自動車であることの確認を行うものとする。 この場合において、自主防犯活動用自動車であって、保安基準第 55 条の規定により青色防犯灯に係る基準緩和の認定を受け、自動車検査証備考欄にその旨の<u>記載</u>があるものは、3-3-15(1)20. の<u>記載</u>があるものとして取扱う。 (3) (略) 2-12-2 検査に必要な書面 (1) 自動車検査証返納証明書等 ① (略) ② 法第 69 条第 4 項の規定により自動車検査証が返納された自動車の新規検査又は予備検査に際しては、自動車検査証返納証明書の提示を求め検査するものとする。 この場合において、法第 94 条の 5 第 1 項の規定による保安基準適合証の提出があったときは、当該申請に係る自動車と提示された自動車検査証返納証明書の構造等に関する事項が同一である場合に限り、<u>別表 1「検査の実施の方法」新規検査及び予備検査の項の検査の実施方法欄 7</u>により検査することができるものとする。 (2)～(10) (略) 2-13～2-14 (略) 2-15 改造自動車等 2-15-1 改造自動車等の事前書面審査及び検査 (1) 改造自動車等の新規検査、予備検査又は構造等変更検査並びに自動車検査証の<u>記載</u>事項変更（以下 2-15 において「新規検査等」という。）に係る検査は、この規程の定めるところによるほか、審査事務規程別添 4「改造自動車審査要領」により実施するものとする。
--	--

また、試作車又は組立車の届出にあつては、「改造自動車等の取扱い」を準用するものとする。

- (2) 改造自動車等の新規検査等の申請を行おうとする者又は改造施工者（以下 2-15 において「届出者」という。）に対しては、新規検査等に先立ち、審査事務規程別添 4「改造自動車審査要領」及び「改造自動車等の取扱い」にかかわらず、様式 9 の改造自動車等届出書（以下「届出書」という。）、様式 10 の改造概要等説明書（以下「説明書」という。）及び添付資料（届出書、説明書及び添付資料（以下 2-15 において「届出書等」という。））を別表に掲げる届出先の区分により、最寄りの事務所長等に提出することを求めるものとする。

(3)～(5)（略）

2-15-2 審査事務規程別添 4「改造自動車審査要領」の読み替え

審査事務規程別添 4「改造自動車審査要領」中、下表の中欄の字句は同表右欄の字句に読み替えて適用する。

改造自動車審査要領	中欄	右欄
(略)	(略)	(略)
4. 1.	別表第 2	規程別表
(略)	(略)	(略)

2-15-3 「改造自動車等の取扱いについて」の読み替え

「改造自動車等の取扱いについて」中、下表の中欄の字句は同表右欄の字句に読み替えて適用する。

改造自動車等の取扱いについて	中欄	右欄
3. (1)	事務規程の定めるところにより、改造自動車届出書及び添付資料を検査に	規程の定めるところにより、改造自動車等届出書（以下「届出書」とい

また、試作車又は組立車の届出にあつては、改造自動車等の取扱いを準用するものとする。

- (2) 改造自動車等の新規検査等の申請を行おうとする者又は改造施工者（以下 2-15 において「届出者」という。）に対しては、新規検査等に先立ち、審査事務規程別添 4「改造自動車審査要領」及び「改造自動車等の取扱い」にかかわらず、様式 9 の改造自動車等届出書（以下「届出書」という。）、様式 10 の改造概要等説明書（以下「説明書」という。）及び添付資料（届出書、説明書及び添付資料（以下 2-15 において「届出書等」という。））を別表 2 に掲げる届出先の区分により、最寄りの事務所長等に提出することを求めるものとする。

(3)～(5)（略）

2-15-2 審査事務規程別添 4「改造自動車審査要領」の読み替え

審査事務規程別添 4「改造自動車審査要領」中、下表の中欄の字句は同表右欄の字句に読み替えて適用する。

改造自動車審査要領	中欄	右欄
(略)	(略)	(略)
4. 1.	別表第 2	規程別表 <u>2</u>
(略)	(略)	(略)

2-15-3 「改造自動車等の取扱いについて」の読み替え

「改造自動車等の取扱いについて」中、下表の中欄の字句は同表右欄の字句に読み替えて適用する。

改造自動車等の取扱いについて	中欄	右欄
3. (1)	事務規程の定めるところにより、改造自動車届出書及び添付資料を検査に	規程の定めるところにより、改造自動車等届出書（以下「届出書」とい

	先立って最寄りの独立行政法人自動車技術総合機構の地方の検査部長若しくは事務所長（以下「事務所長等」という。）に提出するものとする。	う。）及び規程別表に定める添付資料を検査に先立って同表に定める最寄りの事務所長等に提出するものとする。また、届出書等の提出は、原則として、事務所長等が定めた時間帯及び場所に行うものとする。		先立って最寄りの独立行政法人自動車技術総合機構の地方の検査部長若しくは事務所長（以下「事務所長等」という。）に提出するものとする。	う。）及び規程別表 2 に定める添付資料を検査に先立って同表に定める最寄りの事務所長等に提出するものとする。また、届出書等の提出は、原則として、事務所長等が定めた時間帯及び場所に行うものとする。
3. (2)	試作車・組立車等届出書（以下「届出書」という。）、概要等説明書（以下「説明書」という。）及び別表に定める添付資料を検査に先立って最寄の運輸局長に提出するものとする。なお、2. (2)②及び2. (3)②にあつては、使用の本拠の位置を管轄する運輸局長に提出するものとする。	届出書、概要等説明書（以下「説明書」という。）及び規程別表に定める添付資料を検査に先立って、同表に定める届出先区分により最寄りの事務所長等に提出するものとする。なお、2. (2)②及び2. (3)②にあつては、同表に定める届出先区分により使用の本拠の位置を管轄する事務所長等に提出するものとする。	3. (2)	試作車・組立車等届出書（以下「届出書」という。）、概要等説明書（以下「説明書」という。）及び別表に定める添付資料を検査に先立って最寄の運輸局長に提出するものとする。なお、2. (2)②及び2. (3)②にあつては、使用の本拠の位置を管轄する運輸局長に提出するものとする。	届出書、概要等説明書（以下「説明書」という。）及び規程別表 2 に定める添付資料を検査に先立って、同表に定める届出先区分により最寄りの事務所長等に提出するものとする。なお、2. (2)②及び2. (3)②にあつては、同表に定める届出先区分により使用の本拠の位置を管轄する事務所長等に提出するものとする。
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
4. (3)	別表添付資料一覧表	規程別表	4. (3)	別表添付資料一覧表	規程別表 2
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
2-16～2-17 (略)			2-16～2-17 (略)		

2-18 破壊試験

この規程に規定する衝突等による衝撃と密接な関係を有する技術基準等については、当該技術基準等が適用される装置と同一の構造を有する装置の破壊試験により適合するかどうかの判定を行わなければならないものとする。ただし、審査事務規程 7-13-1-2(3)、7-23-1-2(3)、7-25-1-2(2)、7-26-1-2-2 (1) ①から⑥まで及び⑨、7-29-1(1)、7-30-1(1)、7-31-1(1)、7-32-1(1) 及び 7-33-1(2)②に規定する技術基準等若しくは「従前規定の適用」においてこれらに代えて適用する技術基準等を、同一の構造を有する装置が他に存在しない又は著しく少ないため破壊試験を行うことが著しく困難である次の装置に適用する場合にあっては、この限りでない。

(1) ～ (2) (略)

2-19 自動車検査証の記録事項の変更等に係る保安基準適合性の確認

(1) 牽引自動車と被牽引自動車の組合せの変更、車両重量の変更等の自動車検査証の記録事項の変更等に係る保安基準適合性については、書面等適切な方法により確認するものとする。

なお、検査の実施方法等については、2-7 に準ずるものとする。

(2) 自動車検査証の記録事項の変更に係る保安基準適合性の確認の場合であって、自動車の提示がなく確認に必要となる測定ができないとき（軽自動車以外の牽引自動車の追加等を除く。）及び確認に必要となる値が不明なときは、申請者に対し確認できないため確認を中断する旨を口頭で通告する。

2-20 (略)

2-18 破壊試験

この規程に規定する衝突等による衝撃と密接な関係を有する技術基準等については、当該技術基準等が適用される装置と同一の構造を有する装置の破壊試験により適合するかどうかの判定を行わなければならないものとする。ただし、審査事務規程 7-13-1-2(3)、7-23-1-2(3)、7-25-1-2(2)、7-26-1-2-2 (1) ①から⑥まで及び⑨、7-29-1(1)、7-30-1(1)、7-31-1(1)、7-32-1(1)、7-33-1(2)② 並びに 7-34-1(1)に規定する技術基準等若しくは「従前規定の適用」においてこれらに代えて適用する技術基準等を、同一の構造を有する装置が他に存在しない又は著しく少ないため破壊試験を行うことが著しく困難である次の装置に適用する場合にあっては、この限りでない。

(1) ～ (2) (略)

2-19 自動車検査証の記載事項変更等に係る保安基準適合性の確認

(1) 牽引自動車と被牽引自動車の組合せの変更、車両重量の変更等の自動車検査証の記載事項の変更等に係る保安基準適合性については、書面等適切な方法により確認するものとする。

なお、検査の実施方法等については、2-7 に準ずるものとする。

(2) 自動車検査証の記載事項の変更に係る保安基準適合性の確認の場合であって、自動車の提示がなく確認に必要となる測定ができないとき（軽自動車以外の牽引自動車の追加等を除く。）及び確認に必要となる値が不明なときは、申請者に対し確認できないため確認を中断する旨を口頭で通告する。

2-20 (略)

2-21 自動運行装置を備える自動車の検査 2-21-1 (略) 2-21-2 自動運行装置を備える自動車の判断 (1) (略) (2) 新規検査若しくは予備検査（自動車予備検査証の交付を受けた自動車、法第 16 条の規定による一時抹消登録を受けた自動車又は法第 69 条第 4 項の規定により自動車検査証が返納された自動車の新規検査又は予備検査に限る。）、構造等変更検査又は継続検査に係る自動車にあっては、自動車の種別に応じて、それぞれ次に定めるとおり自動運行装置を備える自動車と判断するものとする。 ① 自動車検査証、自動車予備検査証、登録識別情報等通知書、自動車検査証返納証明書又は限定自動車検査証の提示がある自動車 当該書面の備考欄に自動運行装置搭載車である旨の<u>記録</u>があるもの ② (略) 2-21-3 走行環境条件付与書の提示等 (1) (略) (2) 2-21-2 (2) の規定により自動運行装置を備える自動車と判断した自動車にあっては、走行環境条件付与書の提示について、次のとおり取扱うものとする。 ① 自動車検査証、自動車予備検査証、登録識別情報等通知書、自動車検査証返納証明書又は限定自動車検査証の備考欄に自動運行装置搭載車である旨の<u>記録</u>がある自動車であって、自動運行装置の性能に影響がある装置の変更等を行った旨の申告がないものは、自動運行装置に係る変更等がないものとして取扱い、走行環境条件付与書の提示は不要とする。 ② (略)	2-21 自動運行装置を備える自動車の検査 2-21-1 (略) 2-21-2 自動運行装置を備える自動車の判断 (1) (略) (2) 新規検査若しくは予備検査（自動車予備検査証の交付を受けた自動車、法第 16 条の規定による一時抹消登録を受けた自動車又は法第 69 条第 4 項の規定により自動車検査証が返納された自動車の新規検査又は予備検査に限る。）、構造等変更検査又は継続検査に係る自動車にあっては、自動車の種別に応じて、それぞれ次に定めるとおり自動運行装置を備える自動車と判断するものとする。 ① 自動車検査証、自動車予備検査証、登録識別情報等通知書、自動車検査証返納証明書又は限定自動車検査証の提示がある自動車 当該書面の備考欄に自動運行装置搭載車である旨の<u>記載</u>があるもの ② (略) 2-21-3 走行環境条件付与書の提示等 (1) (略) (2) 2-21-2 (2) の規定により自動運行装置を備える自動車と判断した自動車にあっては、走行環境条件付与書の提示について、次のとおり取扱うものとする。 ① 自動車検査証、自動車予備検査証、登録識別情報等通知書、自動車検査証返納証明書又は限定自動車検査証の備考欄に自動運行装置搭載車である旨の<u>記載</u>がある自動車であって、自動運行装置の性能に影響がある装置の変更等を行った旨の申告がないものは、自動運行装置に係る変更等がないものとして取扱い、走行環境条件付与書の提示は不要とする。 ② (略)
---	---

2-21-4 自動運行装置を備える自動車の検査中断

2-21-3 に規定する走行環境条件付与書の提示の求めに応じない場合又は自動運行装置を取外した旨の申告があった自動車であって、当該自動車の自動車検査証、自動車予備検査証、登録識別情報等通知書、自動車検査証返納証明書又は限定自動車検査証の備考欄に自動運行装置搭載車である旨の記録がある場合は、受検者に対し検査できないため検査を中断する旨を口頭で通告する。

2-22 軌陸車等の架装の仕様の確認

(1)～(2) (略)

(3) 新規検査及び予備検査後初めて継続検査の申請があった軌陸車等にあっては、重量計等を用いて車両重量を測定し、当該自動車検査証に記録されている車両重量と相違があるかどうかを確認するものとする。

ただし、高度化システムに保存した画像と照合した結果、架装の様子が当該自動車と同一であることが目視等により判断できる場合にあってはこの限りでない。

2-23 圧縮水素ガス、圧縮天然ガス又は液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器等再試験

(1) 審査事務規程 7-25 又は 8-25 に規定するガス容器及びガス容器附属品の再試験に係る基準への適合性について、次に掲げる試験機関が発行した審査事務規程様式 16 によるガス容器等再試験結果証明書の提出を求め検査するものとする。(道路運送車両法施行規則第 36 条第 14 項等に基づき国土交通大臣が指定する自動車及び基準(平成 19 年国土交通省告示第 857 号)関係)

2-21-4 自動運行装置を備える自動車の検査中断

2-21-3 に規定する走行環境条件付与書の提示の求めに応じない場合又は自動運行装置を取外した旨の申告があった自動車であって、当該自動車の自動車検査証、自動車予備検査証、登録識別情報等通知書、自動車検査証返納証明書又は限定自動車検査証の備考欄に自動運行装置搭載車である旨の記載がある場合は、受検者に対し検査できないため検査を中断する旨を口頭で通告する。

2-22 軌陸車等の架装の仕様の確認

(1)～(2) (略)

(3) 新規検査及び予備検査後初めて継続検査の申請があった軌陸車等にあっては、重量計等を用いて車両重量を測定し、当該自動車検査証に記載されている車両重量と相違があるかどうかを確認するものとする。

(新設)

① <u>高圧ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号）第 49 条第 1 項及び第 49 条の 4 第 1 項に規定されている試験機関</u> ② <u>ガス容器及びガス容器附属品の再試験を行うために必要な設備及び能力を有していることが書面等により確認できる試験機関</u> <u>(2) 次に掲げる全ての要件を満たす場合は、有効なガス容器等再試験結果証明書として取扱うものとする。</u> ① <u>検査当日において、ガス容器等再試験結果証明書に記載されたガス容器等再試験結果証明書の有効期限（ガス容器及びガス容器附属品の再試験を実施した日の 1 年 1 か月後の日とする。）を経過していないこと</u> ② <u>ガス容器等再試験結果証明書に記載された「ガス容器一覧」と車載容器一覧証票に記載された「容器の製造番号又は容器の記号及び番号」が一致すること</u> ③ <u>ガス容器及びガス容器附属品（目視が困難な場合にあってはガス容器取付部附近の車体外表面）が著しく損傷していないこと</u> <u>(3) 型式指定自動車について法第 59 条の規定による新規検査又は法第 71 条の規定による予備検査に係る審査を行う場合（法第 71 条の規定による自動車予備検査証の交付を受けた自動車、法第 16 条の規定による一時抹消登録を受けた自動車又は法第 69 条第 4 項の規定により自動車検査証が返納された自動車の新規検査又は予備検査に係る審査を行う場合を除く。）であって、次に掲げる全ての要件を満たすものについては、有効なガス容器等再試験結果証明書の提出に代えることができる。</u> ① <u>完成検査終了証（検査当日において発行後 9 か月を経過していないものに限る。）の提示があること</u> ② <u>型式の指定を受けた状態から、ガス容器及びガス容器附属品に変更がないこと</u> <u>(4) 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証</u>	
--	--

<u>(検査当日において発行後 11 か月を経過していないものに限る。) の発行日が令和 5 年 12 月 20 日以前のものについては、(1)の規定にかかわらず、審査事務規程 7-25 に規定するガス容器及びガス容器附属品の再試験に係る基準は適用しない。(適用関係告示第 13 条第 25 項関係)</u> 2-<u>24</u>～2-<u>27</u> (略) 第 3 章 自動車検査証等及び<u>高度化システムへの記録又は軽自動車検査票の記載</u> 3-1 自動車検査証等の<u>記録</u> 自動車検査証等の<u>記録</u>は、3-3 の規定に<u>基づき</u>電子情報処理システム<u>へ入力することにより行う</u>ものとする。 3-2 (略) 3-3 軽自動車検査票の記載方法及び検査結果通知情報 軽自動車検査票により検査結果の記録を行う場合は次のとおりとし、高度化システムにより検査結果通知情報の記録を行う場合は、各々の規定に準じて検査結果通知情報を記録し、自動車検査証等に<u>記録</u>するものとする。 3-3-1 車台番号欄 軽自動車検査票の車台番号欄は、次により記載し、自動車検査証等に<u>記録</u>するものとする。 2-9 の規定により受検車両と書面の同一性確認をしたときは、軽自動車検査票の所定の欄に検査担当者印の押印を行うものとする。なお、運輸支局等で職権により車台番号を打刻したものにあつてはその番号とする。 3-3-2 走行距離計表示値欄 軽自動車検査票 1 の走行距離計表示値欄は、2-10 の規定によるほか、次により記載し、自動車検査証等に<u>記録</u>するものとする。 ①～② (略)	2-<u>23</u>～2-<u>26</u> (略) 第 3 章 自動車検査証等及び<u>軽自動車検査票の記載又は高度化システムへの記録</u> 3-1 自動車検査証等の<u>記載</u> 自動車検査証等の<u>記載</u>は、3-3 の規定に<u>より</u>電子情報処理システム<u>から出力し、印字</u>したものとする。 3-2 (略) 3-3 軽自動車検査票の記載方法及び検査結果通知情報 軽自動車検査票により検査結果の記録を行う場合は次のとおりとし、高度化システムにより検査結果通知情報の記録を行う場合は、各々の規定に準じて検査結果通知情報を記録し、自動車検査証等に<u>印字</u>するものとする。 3-3-1 車台番号欄 軽自動車検査票の車台番号欄は、次により記載し、自動車検査証等に<u>印字</u>するものとする。 2-9 の規定により受検車両と書面の同一性確認をしたときは、軽自動車検査票の所定の欄に検査担当者印の押印を行うものとする。なお、運輸支局等で職権により車台番号を打刻したものにあつてはその番号とする。 3-3-2 走行距離計表示値欄 軽自動車検査票 1 の走行距離計表示値欄は、2-10 の規定によるほか、次により記載し、自動車検査証等に<u>印字</u>するものとする。 ①～② (略)
--	---

3-3-3 初度検査年月欄

軽自動車検査票 2 の初度検査年月欄は、次により記載し、自動車検査証等に記録するものとする。

初度検査年（初めて自動車検査証の交付された日の属する年及び月の数）を初度検査年月欄に記載し、不明のものは「－」とする。

ただし、初めて自動車検査証の交付された日の属する年及び月の数のうち月の数の不明のものは年のみとする。

また、車両番号の指定を受けたことがない自動車の予備検査にあっては「－」とするものとする。

3-3-4 車名欄及び型式欄

軽自動車検査票 2 の車名欄及び型式欄は、次により記載し、自動車検査証等に記録するものとする。

なお、電子情報処理システムにおいてコード設定されている車名についてはその表記とすること。

①～⑦（略）

3-3-5 原動機の型式欄

軽自動車検査票の原動機の型式欄は、次により記載し、自動車検査証等に記録するものとする。

2-9 の規定により受検車両と書面の同一性確認をしたときは、軽自動車検査票の所定の欄に検査担当者印の押印を行うものとする。なお、運輸支局等で職権により原動機の型式を打刻したものにあってはその型式、原動機に表示された打刻等（鋳造浮出しを含む。）により原動機の型式が判明するものにあってはその型式、並行輸入自動車にあっては、審査事務規程別添 3「並行輸入自動車審査要領」6.2.10.により判定した原動機の型式を記載し、電気式ハイブリッド自動車（ガソリン、LPG 又は CNG を燃料とする自動車であって、原動機として内燃機関及び電動機を備え、かつ、

3-3-3 初度検査年月欄

軽自動車検査票 2 の初度検査年月欄は、次により記載し、自動車検査証等に印字するものとする。

初度検査年（初めて自動車検査証の交付された日の属する年及び月の数）を初度検査年月欄に記載し、不明のものは「－」とする。

ただし、初めて自動車検査証の交付された日の属する年及び月の数のうち月の数の不明のものは年のみとする。

また、車両番号の指定を受けたことがない自動車の予備検査にあっては「－」とするものとする。

3-3-4 車名欄及び型式欄

軽自動車検査票 2 の車名欄及び型式欄は、次により記載し、自動車検査証等に印字するものとする。

なお、電子情報処理システムにおいてコード設定されている車名についてはその表記とすること。

①～⑦（略）

3-3-5 原動機の型式欄

軽自動車検査票の原動機の型式欄は、次により記載し、自動車検査証等に印字するものとする。

2-9 の規定により受検車両と書面の同一性確認をしたときは、軽自動車検査票の所定の欄に検査担当者印の押印を行うものとする。なお、運輸支局等で職権により原動機の型式を打刻したものにあってはその型式、原動機に表示された打刻等（鋳造浮出しを含む。）により原動機の型式が判明するものにあってはその型式、並行輸入自動車にあっては、審査事務規程別添 3「並行輸入自動車審査要領」6.2.10.により判定した原動機の型式を記載し、電気式ハイブリッド自動車（ガソリン、LPG 又は CNG を燃料とする自動車であって、原動機として内燃機関及び電動機を備え、かつ、

当該自動車の運動エネルギーを電気エネルギーに変換して電動機駆動用蓄電装置（以下「蓄電装置」という。）に充電する機能を備えたもの（ただし、蓄電装置を充電するための外部充電装置を備えている自動車を除く。))等複数の原動機により駆動する自動車にあっては、それぞれの原動機の型式を「－」でつなぐものとする。

3-3-6 用途欄

(1) 軽自動車検査票 2 の用途欄は、(2) の区分により次のいずれかを「○」で囲むことにより記載し、自動車検査証等に記録するものとする。

①～④（略）

(2)（略）

3-3-7 自家用・事業用欄

軽自動車検査票 2 の自家用・事業用の別欄は、「自家用」又は「事業用」のいずれかを「○」で囲むことにより記載し、自動車検査証等に記録するものとする。

なお、予備検査においては、事業用としての適否について記載し、自動車検査証等に記録するものとする。

3-3-8 車体の形状欄

軽自動車検査票 2 の車体の形状欄は、下表のいずれかを記載し、自動車検査証等に記録するものとする。

(表)（略）

3-3-9 乗車定員欄、最大積載量欄及び車両総重量欄

軽自動車検査票 2 の乗車定員欄、最大積載量欄及び車両総重量欄は、次により記載し、自動車検査証等に記録するものとする。

①～③（略）

3-3-10 車両重量欄

軽自動車検査票 2 の車両重量欄は、空車状態における自動車の重量を記載し、自動車検査証等に記録するものとする。

当該自動車の運動エネルギーを電気エネルギーに変換して電動機駆動用蓄電装置（以下「蓄電装置」という。）に充電する機能を備えたもの（ただし、蓄電装置を充電するための外部充電装置を備えている自動車を除く。))等複数の原動機により駆動する自動車にあっては、それぞれの原動機の型式を「－」でつなぐものとする。

3-3-6 用途欄

(1) 軽自動車検査票 2 の用途欄は、(2) の区分により次のいずれかを「○」で囲むことにより記載し、自動車検査証等に印字するものとする。

①～④（略）

(2)（略）

3-3-7 自家用・事業用欄

軽自動車検査票 2 の自家用・事業用の別欄は、「自家用」又は「事業用」のいずれかを「○」で囲むことにより記載し、自動車検査証等に印字するものとする。

なお、予備検査においては、事業用としての適否について記載し、自動車検査証等に印字するものとする。

3-3-8 車体の形状欄

軽自動車検査票 2 の車体の形状欄は、下表のいずれかを記載し、自動車検査証等に印字するものとする。

(表)（略）

3-3-9 乗車定員欄、最大積載量欄及び車両総重量欄

軽自動車検査票 2 の乗車定員欄、最大積載量欄及び車両総重量欄は、次により記載し、自動車検査証等に印字するものとする。

①～③（略）

3-3-10 車両重量欄

軽自動車検査票 2 の車両重量欄は、空車状態における自動車の重量を記載し、自動車検査証等に印字するものとする。

なお、燃料について全量を搭載していない場合には、計算により算出した不足相当分の重量を各軸に配分して加算すること。

3-3-11 長さ欄、幅欄及び高さ欄

- (1) 軽自動車検査票 2 の長さ欄、幅欄及び高さ欄は、審査事務規程 7-2 の 規定に基づき 計測した数値を記載し、自動車検査証等に 記録 するものとする。

ただし、自動車の最も前方及び後方に当たる部分が車両番号標又は字光式車両番号標用照明用具等の番号標に係る部品であるときは、当該部分を除いた状態で審査事務規程 7-2 の規定に基づき測定した数値を記載し、自動車検査証等に 記録 するものとする。

- (2) 作業用附属装置、除雪装置、道路清掃装置等を随時取外し、又は取替えて使用できる自動車については、次の例により 軽自動車検査票 2 に記載するものとする。なお、備考欄は、当該附属装置等を装着した状態を記載するものとし、附属装置名等についても記載し、自動車検査証等に 記録 するものとする。

(例)

				車体の形状		
				キャブオーバ		
車台番号				燃料の種類	総排気量又は定格出力	
型式	原動機の型式			前軸重	後軸重	
乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量	長さ	幅	高さ
2 人	350 kg	930 kg	1390 kg	250 cm	148 cm	175 cm

なお、燃料について全量を搭載していない場合には、計算により算出した不足相当分の重量を各軸に配分して加算すること。

3-3-11 長さ欄、幅欄及び高さ欄

- (1) 軽自動車検査票 2 の長さ欄、幅欄及び高さ欄は、審査事務規程 7-2-1 (2) により 計測した数値を記載し、自動車検査証等に 印字 するものとする。

ただし、自動車の最も前方及び後方に当たる部分が車両番号標又は字光式車両番号標用照明用具等の番号標に係る部品であるときは、当該部分を除いた状態で審査事務規程 7-2-1 (2) ① の規定に基づき測定した数値を記載し、自動車検査証等に 印字 するものとする。

- (2) 作業用附属装置、除雪装置、道路清掃装置等を随時取外し、又は取替えて使用できる自動車については、次の例により記載するものとする。なお、備考欄は、当該附属装置等を装着した状態を記載するものとし、附属装置名についても記載し、自動車検査証等に 印字 するものとする。

(例)

			<u>車体の形状</u>	
			<u>キャブオーバ</u>	
<u>乗車定員</u>	<u>最大積載量</u>		<u>車両重量</u>	<u>車両総重量</u>
<u>2 人</u>	<u>350 kg</u>		<u>930kg</u>	<u>1390 kg</u>
<u>長さ</u>	<u>幅</u>	<u>高さ</u>		
<u>250cm</u>	<u>148cm</u>	<u>175cm</u>		

備考欄

(記録例)

*附属装置 *スノープラウ

スノープラウ装着時 乗車定員 2 人 最大積載量 100 kg 車両重量 1280 kg 車両総重量 1490 kg 長さ 339 cm 幅 148 cm 高さ 175 cm

(記載例)

附属装置

(3) 走行装置としてゴム履帯を有する自動車は、ゴム履帯等を装着した状態で 3-3-9 により算定及び計測した数値（ゴムタイヤを装着した状態と同じ場合を除く。）を次の例により軽自動車検査票 2 に記載し、自動車検査証等に記録するものとする。

(例)

				車体の形状		
				キャブオーバ		
車台番号				燃料の種類	総排気量又は定格出力	
型式		原動機の型式		前軸重		後軸重
乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量	長さ	幅	高さ
2 人	350 kg	930 kg	1390 kg	339 cm	148 cm	175 cm

備考欄

(記録例)

【ゴム履帯装着時】乗車定員 2 人 最大積載量 300 kg 車両重量 1030 kg 車両総重量 1440 kg 長さ 339 cm 幅 148 cm 高さ 197 cm

(記載例)

その他

備考

*附属装置 *スノープラウ

スノープラウ装着時 乗車定員 2 人 最大積載量 100 kg 車両重量 1280 kg

車両総重量 1490 kg 長さ 339 cm 幅 148 cm 高さ 175 cm

(3) 走行装置としてゴム履帯を有する自動車は、ゴム履帯等を装着した状態で 3-3-9 により算定及び計測した数値（ゴムタイヤを装着した状態と同じ場合を除く。）を次の例により記載し、自動車検査証等に印字するものとする。

(例)

			<u>車体の形状</u>	
			<u>キャブオーバ</u>	
<u>乗車定員</u>	<u>最大積載量</u>		<u>車両重量</u>	<u>車両総重量</u>
<u>2 人</u>	<u>350 kg</u>		<u>930 kg</u>	<u>1390 kg</u>
<u>長さ</u>	<u>幅</u>	<u>高さ</u>		
<u>339 cm</u>	<u>148 cm</u>	<u>175 cm</u>		

備考

【ゴム履帯装着時】乗車定員 2 人 最大積載量 300 kg 車両重量 1030 kg

車両総重量 1440 kg 長さ 339 cm 幅 148 cm 高さ 197 cm

3-3-12 燃料の種類欄

軽自動車検査票 2 の燃料の種類欄は、「ガソリン」、「軽油」、「LPG」、「灯油」、「電気」、「ガソリン LPG」、「ガソリン 灯油」、「ガソリン・LPG」、「ガソリン・灯油」、「メタノール」、「CNG」、「LNG」、「ANG」、「圧縮水素」、「ガソリン・電気」、「LPG・電気」、「軽油・電気」又は「その他」のいずれかを記載し、自動車検査証等に記録するものとする。

この場合において、それぞれの燃料の種類の間を「 」(1字空白)でつないでいるものは切替式を示し、「・」でつないでいるものは併用式を示す。

また、「その他」とは、当該自動車に用いている燃料の種類が上記に掲げられていない場合に記載するものとする。

3-3-13 総排気量又は定格出力欄

軽自動車検査票 2 の総排気量又は定格出力欄は、次により記載し、自動車検査証等に記録するものとする。

①～② (略)

3-3-14 軸重欄

軽自動車検査票 2 の軸重欄は、審査事務規程 7-5-1 (5) の規定に基づき計測した数値を記載し、自動車検査証等に記録するものとする。

なお、作業用附属装置、除雪装置、道路清掃装置等を随時取外し、又は取替えて使用できる自動車については、当該附属装置等を装着した状態のうちの最も重い車両重量のときの数値とする。

3-3-15 備考欄

(1) 自動車検査証等の備考欄への記録が必要な次表左欄に掲げる自動車について、同表中央左欄の記録されるべき趣旨を同表中央右欄の記録例により軽自動車検査票 2 の備考欄に記載し、同表中央右欄の記録例及び同表右欄の記載例により自動車検査証等に記録する。記載例において、同じ記載例に該当する事項が複数あった場合でも記載は一つとする。

3-3-12 燃料の種類欄

軽自動車検査票 2 の燃料の種類欄は、「ガソリン」、「軽油」、「LPG」、「灯油」、「電気」、「ガソリン LPG」、「ガソリン 灯油」、「ガソリン・LPG」、「ガソリン・灯油」、「メタノール」、「CNG」、「LNG」、「ANG」、「圧縮水素」、「ガソリン・電気」、「LPG・電気」、「軽油・電気」又は「その他」のいずれかを記載し、自動車検査証等に印字するものとする。

この場合において、それぞれの燃料の種類の間を「 」(1字空白)でつないでいるものは切替式を示し、「・」でつないでいるものは併用式を示す。

また、「その他」とは、当該自動車に用いている燃料の種類が上記に掲げられていない場合に記載するものとする。

3-3-13 総排気量又は定格出力欄

軽自動車検査票 2 の総排気量又は定格出力欄は、次により記載し、自動車検査証等に印字するものとする。

①～② (略)

3-3-14 軸重欄

軽自動車検査票 2 の軸重欄は、審査事務規程 7-5-1 (5) により計測した数値を記載し、自動車検査証等に印字するものとする。

なお、作業用附属装置、除雪装置、道路清掃装置等を随時取外し、又は取替えて使用できる自動車については、当該附属装置等を装着した状態のうちの最も重い車両重量のときの数値とする。

3-3-15 備考欄

(1) 自動車検査証等の備考欄への記載が必要な次表左欄に掲げる自動車について、同表中央欄の記載内容を同表右欄の例により軽自動車検査票 2 の備考欄に記載する。また、その他必要な事項についても必要に応じて記載し、自動車検査証等に印字する。

（(2)において同じ。）また、その他必要な事項についても必要に応じて記載し、自動車検査証等に記録するものとする。

ただし、自動車予備検査証及び限定自動車検査証の備考欄については、記録例により記載するものとする。

<u>記録</u> を要する自動車	<u>記録されるべき趣旨</u>	<u>記録例</u>	記載例
1. <u>法第43条第1項の規定による制限の付加又は保安基準第55条の規定による基準の緩和の処分を受ける自動車</u>	処分年月日 処分の内容 附した制限	認定年月日 平成13年7月1日 北海道運輸局第123号 緩和事項「長さ」 緩和制限「自動車の後面及び運転者席には、長さを表示すること。」	<u>基準緩和事項</u> <u>制限附加</u>
2. 細目告示第42条第2項、第3項、若しくは第6項、第120条第2項、第3項、第6項若しくは第7項、細目告示第121条第3	認定内容 認定年月日	前照灯の取付位置 関整車第123号 平成13年7月1日	<u>その他</u>

<u>記載</u> を要する自動車	<u>記載事項</u>	記載例
1. <u>施行規則第52条各号の一に掲げる処分を受ける自動車</u>	処分年月日 処分の内容 附した制限	認定年月日 平成13年7月1日 北海道運輸局第123号 緩和事項「長さ」 緩和制限「自動車の後面及び運転者席には、長さを表示すること。」
2. 細目告示第42条第2項、第3項、若しくは第6項、第120条第2項、第3項、第6項若しくは第7項、細目告示第121条第3項、細目告示第198条第2項、第3項、第6項、若しくは第7項、細目告示第199条第3項又	認定内容 認定年月日	前照灯の取付位置 関整車第123号 平成13年7月1日

項、細目告示 第 198 条第 2 項、第 3 項、 第 6 項、若し くは第 7 項、 細目告示第 199 条第 3 項 又は別添 52 「灯火器及 び反射器並 びに指示装 置の取付装 置の技術基 準」の規定に より、地方運 輸局長の指 定を受けた 自動車					は別添 52「灯火器及び 反射器並びに指示装 置の取付装置の技術 基準」の規定により、 地方運輸局長の指定 を受けた自動車		
3. 保安基準第 56 条第 4 項 の規定によ り国土交通 大臣の認定 を受けた自 動車	認定内容 認定年月日	大臣認定 メタノール自動車 国自審第 234 号 平成 13 年 1 月 15 日	<u>その他</u>		3. 保安基準第 56 条 第 4 項の規定により国 土交通大臣の認定を受 けた自動車	認定内容 認定年月日	大臣認定 メタノール自動車 国自審第 234 号 平成 13 年 1 月 15 日
4. タンク自動 車	積載物品名 最大積載容量	品名第一石油類 容積 400 リットル	<u>タンク車 第一石 油類 400L 0.75</u>		4. タンク自動車	積載物品名 最大積載容量	品名第一石油類 容積 400 リットル

	比重又は定数	比重 0.75				比重又は定数	比重 0.75
4-1. 荷台に危険物のタンクを固定し、かつ、タンク以外に積載量を有する自動車	タンクに積載する物品名及び積載量の内訳	品名 <u>第二石油類</u> 容積 200 リットル 比重 0.80 積載量内訳 タンク 160kg 荷台 150kg	<u>タンク付車 第二石油類 200L 0.80</u>		4-1. 荷台に危険物のタンクを固定し、かつ、タンク以外に積載量を有する自動車	タンクに積載する物品名及び積載量の内訳	品名 <u>灯油</u> 容積 200 リットル 比重 0.80 積載量内訳 タンク 160kg 荷台 150kg
4-2. 危険物運搬用タンク車であって、積載の組合せが多数あり、備考欄に記載することができない自動車	積載の組合せが備考欄以外にある旨	積載の組合せは、設置許可書等による	<u>積載の組み合わせは設置許可証による。</u>		4-2. 危険物運搬用タンク車であって、積載の組合せが多数あり、備考欄に記載することができない自動車	積載の組合せが備考欄以外にある旨	積載の組合せは、設置許可書等による
4-3. セメント、骨材及び水を混ぜた生コンクリート以外のものを積載物品とするコンクリートミキサー車	積載物品名 最大積載容積 比重	品名 流動化処理土 容積 0.2 m ³ 比重 1.65	<u>その他</u>		4-3. セメント、骨材及び水を混ぜた生コンクリート以外のものを積載物品とするコンクリートミキサー車	積載物品名 最大積載容積 比重	品名 流動化処理土 容積 0.2 m ³ 比重 1.65

5. 被けん引自動車（施行規則第 35 条の 3 第 1 項第 14 号に規定するものに限る。）	けん引自動車の車名及び型式	けん引車 日野 P-AA	<u>牽引車有</u>		5. 被けん引自動車（施行規則第 35 条の 3 第 1 項第 14 号に規定するものに限る。）	けん引自動車の車名及び型式	けん引車 日野 P-AA	
(1) けん引自動車の型式が「不明」のもの	けん引車の型式にシリアル番号の一連番号を除く部分を付記	フオード 不明 (ABCD1234)	<u>牽引車有</u>		(1) けん引自動車の型式が「不明」のもの	けん引車の型式にシリアル番号の一連番号を除く部分を付記	フオード 不明 (ABCD1234)	
5-1. けん引自動車であって、次の各号に掲げるもの（施行規則第 35 条の 3 第 2 項の規定により記載するもの及び同第 35 条の 4 第 2 項の規定により記録するもの）に限					5-1. けん引自動車であって、次の各号に掲げるもの（施行規則第 35 条の 3 第 2 項の規定により記載するものに限る。）			

る。)									
(1) 被けん引自動車の型式が「不明」のもの	被けん引車の型式にシリアル番号の一連番号を除く部分を付記	被けん引車 パーストナー不明 (ABDE234)	<u>被牽引車有</u>		(1) 被けん引自動車の型式が「不明」のもの	被けん引車の型式にシリアル番号の一連番号を除く部分を付記	被けん引車 パーストナー不明 (ABDE234)		
(2) 被けん引自動車の型式が「組立」及び「試作」のもの	被けん引自動車の型式に車台番号を付記	被けん引車 組立 (東 41567 東)	<u>被牽引車有</u>		(2) 被けん引自動車の型式が「組立」及び「試作」のもの	被けん引自動車の型式に車台番号を付記	被けん引車 組立 (東 41567 東)		
(3) (1) 及び (2) 以外のもの	被けん引自動車の車名及び型式	被けん引車 フルハーフ BCD	<u>被牽引車有</u>		(3) (1) 及び (2) 以外のもの	被けん引自動車の車名及び型式	被けん引車 フルハーフ BCD		
6. 燃料の種類欄に「その他」と <u>記録</u> した自動車	燃料の種類	燃料 水素	<u>その他</u>		6. 燃料の種類欄に「その他」と <u>記載</u> した自動車	燃料の種類	燃料 水素		
6-1. メタノールを燃料とする自動車であって、次の各号に掲げるもの					6-1. メタノールを燃料とする自動車であって、次の各号に掲げるもの				

(1) メタノールとガソリン等を混合したものを燃料とするもの	メタノールとガソリン等を 85 : 15 の比率で混合したものの (M85) を燃料とする旨	燃料 メタノール (M85)	<u>燃料 メタノール (M85)</u>	(1) メタノールとガソリン等を混合したものを燃料とするもの	メタノールとガソリン等を 85 : 15 の比率で混合したものの (M85) を燃料とする旨	燃料 メタノール (M85)
(2) 補助燃料としてガソリンを使用するもの	メタノール (M100 又は M85) を主燃料とし、補助燃料としてガソリンを使用する旨	燃料 主メタノール (M100 又は M85) 補助ガソリン	<u>燃料 主 メタノール (M100 又は M85)</u> <u>補助 ガソリン又は軽油</u>	(2) 補助燃料としてガソリンを使用するもの	メタノール (M100 又は M85) を主燃料とし、補助燃料としてガソリンを使用する旨	燃料 主メタノール (M100 又は M85) 補助ガソリン
(3) ガソリン併用式のもの	ガソリンを併用することが可能である旨	燃料 メタノール・ガソリン併用	<u>燃料 メタノール・ガソリン併用</u>	(3) ガソリン併用式のもの	ガソリンを併用することが可能である旨	燃料 メタノール・ガソリン併用
(4) 通常はメタノールとガソリンの混合物を使用し、ガソリンのみも使用可能	通常はメタノールとガソリンを併用し、ガソリンのみも使用することができる旨	燃料 メタノール・ガソリン混合物 (混合率可変)	<u>燃料 メタノール・ガソリン混合物 (混合率可変)</u>	(4) 通常はメタノールとガソリンの混合物を使用し、ガソリンのみも使用可能なもの	通常はメタノールとガソリンを併用し、ガソリンのみも使用することができる旨	燃料 メタノール・ガソリン混合物 (混合率可変)

なもの							
6-2. CNG を燃料とする自動車であって、ガソリン併用式のものの	ガソリンを併用することが可能である旨	燃料 CNG・ガソリン併用	<u>燃料 CNG・ガソリン併用</u>		6-2. CNG を燃料とする自動車であって、ガソリン併用式のものの	ガソリンを併用することが可能である旨	燃料 CNG・ガソリン併用
6-3. ハイブリッド自動車であって、次の各号に掲げるもの					6-3. ハイブリッド自動車であって、次の各号に掲げるもの		
(1) 電気式又は蓄圧式のものの ((2) に掲げるものを除く。)	ハイブリッド自動車である旨	ハイブリッド自動車	<u>ハイブリッド車</u>		(1) 電気式又は蓄圧式のものの((2) に掲げるものを除く。)	ハイブリッド自動車である旨	ハイブリッド自動車
(2) 蓄電装置を充電するための外部充電装置を備えるもの	プラグインハイブリッド自動車である旨	プラグインハイブリッド自動車	<u>プラグインハイブリッド車</u>		(2) 蓄電装置を充電するための外部充電装置を備えるもの	プラグインハイブリッド自動車である旨	プラグインハイブリッド自動車
6-4. 圧縮水素	燃料電池自動車	燃料電池自動車	<u>燃料電池車</u>		6-4. 圧縮水素又は液体	燃料電池自動車である	燃料電池自動車

又は液体水素を燃料とし、燃料電池スタック及び電動機を備えた自動車	ある旨				水素を燃料とし、燃料電池スタック及び電動機を備えた自動車	旨	
7. 緊急自動車であって次の各号に掲げるもの					7. 緊急自動車であって次の各号に掲げるもの		
(1) 用途区分通達 4-1-1の自動車以外のもの (2) に掲げるものを除く。	緊急自動車である旨	緊急自動車	<u>緊急自動車</u>		(1) 用途区分通達 4-1-1の自動車以外のもの (2) に掲げるものを除く。	緊急自動車である旨	緊急自動車
(2) 在宅傷病者緊急往診用自動車に該当するもの	在宅傷病者緊急往診用自動車である旨	緊急自動車（在宅傷病者緊急往診用）	<u>緊急自動車</u>		(2) 在宅傷病者緊急往診用自動車に該当するもの	在宅傷病者緊急往診用自動車である旨	緊急自動車（在宅傷病者緊急往診用）
8. 道路維持作業用自動車	道路維持作業用自動車である旨	道路維持作業用自動車	<u>道路維持作業用</u>		8. 道路維持作業用自動車	道路維持作業用自動車である旨	道路維持作業用自動車

9. 附属装置を有する自動車	附属装置装着時の諸元を示す旨	＊附属装着＊スノープラウ ＊スノープラウ装着時＊乗車定員 2 人 最大積載量 100 kg 車両重量 1280 kg 車両総重量 1490 kg 長さ 339 cm 幅 148 cm 高さ 175 cm	<u>附属装置</u>		9. 附属装置を有する自動車	附属装置装着時の諸元を示す旨	＊附属装着＊スノープラウ ＊スノープラウ装着時＊乗車定員 2 人 最大積載量 100 kg 車両重量 1280 kg 車両総重量 1490 kg 長さ 339 cm 幅 148 cm 高さ 175 cm	
10. 3-3-4④の適用を受ける改造自動車	改造された装置名 改造通知書番号 改造通知年月日	改造内容操縦装置 26 軽検技改第 123 号 平成 26 年 1 月 6 日	<u>改造内容 操縦装置</u>		10. 3-3-4④の適用を受ける改造自動車	改造された装置名 改造通知書番号 改造通知年月日	改造内容操縦装置 26 軽検技改第 123 号 平成 26 年 1 月 6 日	
10-1. 走行装置としてゴム履帯を有する自動車	ゴム履帯装着時の諸元を示す旨	【ゴム履帯装着時】 乗車定員 2 人 最大積載量 300 kg 車両重量 1030 kg 車両総重量 1440	<u>その他</u>		10-1. 走行装置としてゴム履帯を有する自動車	ゴム履帯装着時の諸元を示す旨	【ゴム履帯装着時】 乗車定員 2 人 最大積載量 300 kg 車両重量 1030 kg 車両総重量 1440 kg 長さ 339 cm 幅 148 cm 高さ 197 cm	

		kg 長さ 339 cm 幅 148 cm 高さ 197 cm					
11. 並行輸入自動車	適用する保安基準の判定年月日又は製作年月日	保安基準適用年月日又は製作年月日 平成○年○月○日	<u>保安基準適用日</u> <u>平成○年○月○日</u>	11. 並行輸入自動車	適用する保安基準の判定年月日又は製作年月日	保安基準適用年月日又は製作年月日 平成○年○月○日	
	原動機型式打刻位置	原動機型式打刻位置 シリンダ <u>二</u> ブロック上面左前部	<u>原動機型式打刻位置</u> <u>シリンダーブロック上面左前部</u>		原動機型式打刻位置	原動機型式打刻位置 シリンダブロック上面左前部	
	原動機の最高出力時の回転数	原動機最高出力時回転数 9,000rpm	<u>原動機最高出力時回転数 9,000rpm</u>		原動機の最高出力時の回転数	原動機最高出力時回転数 9,000rpm	
11-1. 並行輸入自動車であって次の各号に掲げるもの				11-1. 並行輸入自動車であって次の各号に掲げるもの			
(1) 専ら乗用の用に供する軽自動車に適用され	規制の対象となる排出ガス規制の適合年	12年排出ガス規制適合	<u>12年排出ガス規制適合</u>	(1) 専ら乗用の用に供する軽自動車に適用される排出ガスに適合したもの	規制の対象となる排出ガス規制の適合年	12年排出ガス規制適合	

る排出ガスに適合したもの									
(2) 3-3-4 ④に該当する改造により装置が変更されているもの	変更された装置名	変更内容 緩衝装置	<u>その他</u>			(2)3-3-4 ④に該当する改造により装置が変更されているもの	変更された装置名	変更内容 緩衝装置	
(3) 初めて自動車検査証を交付する検査時に、消音器の加速走行騒音性能規制の適合性を、消音器自体の表示以外の方法により確認したもの（平成26年騒音規制前の規制を適用する	消音器の加速走行騒音性能規制の適合性確認に用いた書面又は表示	初回検査時確認書面等 （騒音試験成績表） （WVTA） （車両データプレート） （COC） （外国登録証） （認可書）	<u>その他</u>			(3)初めて自動車検査証を交付する検査時に、消音器の加速走行騒音性能規制の適合性を、消音器自体の表示以外の方法により確認したもの（平成26年騒音規制前の規制を適用する自動車に限る。）	消音器の加速走行騒音性能規制の適合性確認に用いた書面又は表示	初回検査時確認書面等 （騒音試験成績表） （WVTA） （車両データプレート） （COC） （外国登録証） （認可書）	

自動車に限る。)							
12. 職権打刻をした自動車	車台番号打刻位置 (打刻届出に係る位置打刻した場合を除く。) シリアル番号を有する場合のシリアル番号 塗まつた車台番号(塗まつた車台番号が職権打刻である場合を除く。) 原動機型式打刻位置	車台番号打刻位置 エンジンルーム内 右側後部上面 シリアル番号 ABCDEFGH12345678 9 シリアル番号 ABCDEFGH12345678 9 原動機型式打刻位置 シリンダーブロック上面前部	<u>車台番号打刻位置</u> <u>エンジンルーム内</u> <u>右側後部上面</u> <u>シリアル番号</u> <u>ABCDEFGH12345678</u> <u>9</u> <u>(記載なし)</u> <u>原動機型式打刻位置</u> <u>シリンダーブロック上面前部</u>		12. 職権打刻をした自動車	車台番号打刻位置 (打刻届出に係る位置打刻した場合を除く) シリアル番号を有する場合のシリアル番号 塗まつた車台番号(塗まつた車台番号が職権打刻である場合を除く。) 原動機型式打刻位置	エンジンルーム内右側後部上面 シリアル番号 ABCDEFGH 123456789 シリアル番号 ABCDEFGH 123456789 原動機型式打刻位置 シリンダブロック上面前部
13. 土砂以外の物品を専用に運搬するダンプ	土砂を運搬しない旨	積載物品名 土砂以外	<u>土砂以外</u>		13. 土砂以外の物品を専用に運搬するダンプ	土砂を運搬しない旨	積載物品名 土砂以外
14. 熱害対策装置等を有する自動車					14. 熱害対策装置等を有する自動車であって、次の各号に掲		

	であって、次の各号に掲げるもの（並行輸入自動車等、諸元表等による識別が困難なものに限る。）						げるもの（並行輸入自動車等、諸元表等による識別が困難なものに限る。）			
(1) 断続器の形式が接点式のため熱害対策装置等の装着が必要なものの	断続器の形式が接点式である旨	接点式	<u>その他</u>				(1) 断続器の形式が接点式のため熱害対策装置等の装着が必要なものの	断続器の形式が接点式である旨	接点式	
(2) 断続器の形式が接点式であって、公的試験機関の試験結果により OBD II シス	OBD II システムを備えている旨	接点式、OBD ²	<u>その他</u>				(2) 断続器の形式が接点式であって、公的試験機関の試験結果により OBD II システムを備えていることが確認されたもの	OBD II システムを備えている旨	接点式、OBD II	

	テムを備えていることが確認されたもの								
(3)	断続器の形式が接点式であって、公的試験機関の試験結果により失火検知システムを備えていることが確認されたもの	失火検知システムを備えている旨	接点式、失火警報	<u>その他</u>		(3)	断続器の形式が接点式であって、公的試験機関の試験結果により失火検知システムを備えていることが確認されたもの	失火検知システムを備えている旨	接点式、失火警報
(4)	公的試験機関の試験結果により <u>細目告示第41条第2項第3号、第</u>	燃料カット方式の異常温度上昇防止装置を備えている旨	接点式、異常温度上昇防止システム搭載車（燃料カット方式）	<u>その他</u>		(4)	公的試験機関の試験結果により <u>保安基準第31条第14項第3号</u> ただし書き中「異常温度以上	燃料カット方式の異常温度上昇防止装置を備えている旨	接点式、異常温度上昇防止システム搭載車（燃料カット方式）

<u>119 条第 2 項第 3 号又は第 197 条第 2 項第 3 号</u>ただし書き中「異常温度以上に上昇することを防止する装置」に該当することが確認されたもの					止する装置」に該当することが確認されたもの		
15. 平成 10 年騒音規制適合自動車及びそれ以降に規制強化がなされた騒音規制適合自動車 (15-1. に掲げる自動車を除く。)	騒音規制に適合している旨及び近接排気騒音規制値。	平成 10 年騒音規制車 近接排気騒音規制値 96dB	<u>平成 10 年騒音 96dB</u>		15. 平成 10 年騒音規制適合自動車及びそれ以降に規制強化がなされた騒音規制適合自動車 (15-1. に掲げる自動車を除く。)	騒音規制に適合している旨及び近接排気騒音規制値。	平成 10 年騒音規制車 近接排気騒音規制値 96dB
15-1. 平成 28 年騒音規制適合自動車	・騒音規制に適合している旨 ・騒音カテゴリ	・平成 28 年騒音規制車、騒音カテゴリ M1A1A／近接	<u>平成 28 年騒音 M1A1A 85dB 3,750rpm (旧)</u>		15-1. 平成 28 年騒音規制適合自動車及びそれ以降に規制強化がな	・騒音規制に適合している旨 ・騒音カテゴリ	・平成 28 年騒音規制車、騒音カテゴリ M1A1A／近接排気騒音値 85dB／測

及びそれ以降に規制強化がなされた騒音規制適合自動車 ※1	・UN R51 に基づき測定された近接排気騒音値 ※2 ・相対値規制を適用するときの近接排気騒音の測定回転数 ※3 ・絶対値規制を適用するときの近接排気騒音の測定回転数 ※4 ・消音器の加速走行騒音性能規制が適用される旨	排気騒音値 85dB ／測定回転数 3,750rpm（旧基準適用時測定回転数 4,500rpm） ・マフラー加速騒音規制適用車	4,500rpm マフラー加速適用車
16. 車いすを車体に固定することができる装置を有する自動車（車いす専用のスペースを有するものに限る。）	車いすを固定するための装置を有する旨	車いす固定装置付（1基）	車いす固定装置付
17. 用途区分 通達 4-1-1 及び 4-1-2	使用者を変更した場合において、変更後の使用者の事業	この自動車は、使用者の事業により特種用途に該当	特種用途（使用者限定）

された騒音規制適合自動車 ※1	・UN R51 に基づき測定された近接排気騒音値 ・相対値規制を適用するときの近接排気騒音の測定回転数 ※2 ・絶対値規制を適用するときの近接排気騒音の測定回転数 ※3 ・消音器の加速走行騒音性能規制が適用される旨	定回転数 3,750rpm（旧基準適用時測定回転数 4,500rpm） ・マフラー加速騒音規制適用車	
16. 車いすを車体に固定することができる装置を有する自動車（車いす専用のスペースを有するものに限る。）	車いすを固定するための装置を有する旨	車いす固定装置付（1基）	
17. 用途区分通達 4-1-1 及び 4-1-2 に掲げる自動車	使用者を変更した場合において、変更後の使用者の事業等が変更前の	この自動車は、使用者の事業により特種用途に該当	

に掲げる自動車	等が変更前の使用者の事業等と異なる場合には、当該自動車の用途及び車体の形状が変更となる場合がある旨					使用者の事業等と異なる場合には、当該自動車の用途及び車体の形状が変更となる場合がある旨	
18. 用途区分通達 4-1-3(3) 及び (4) に掲げる自動車 (19. に掲げる場合を除く。)	平成 13 年から施行される構造要件が適用される旨	平成 13 年特種構造要件適用車	<u>平成 13 年特種構造要件適用車</u>		18. 用途区分通達 4-1-3(3) 及び (4) に掲げる自動車 (19. に掲げる場合を除く。)	平成 13 年から施行される構造要件が適用される旨	平成 13 年特種構造要件適用車
19. 用途区分通達 4-1-3(4) に掲げる自動車のうちのキャンピング車	平成 15 年から施行される構造要件が適用される旨	平成 15 年特種構造要件適用車	<u>平成 15 年特種構造要件適用車</u>		19. 用途区分通達 4-1-3(4) に掲げる自動車のうちのキャンピング車	平成 15 年から施行される構造要件が適用される旨	平成 15 年特種構造要件適用車
20. 自主防犯活動用自動車	自主防犯活動に使用する自動車である旨	自主防犯活動用自動車	<u>自主防犯活動用</u>		20. 自主防犯活動用自動車	自主防犯活動に使用する自動車である旨	自主防犯活動用自動車
21. 「自動車の排出ガス低	排ガス低減性能向上改造が行われて	排ガス低減性能向上改造有	<u>その他</u>		21. 「自動車の排出ガス低減性能を向上させ	排ガス低減性能向上改造が行われている旨	排ガス低減性能向上改造有

減性能を向上させる改造の認定実施要領」(平成 19 年国土交通省告示 第 131 号。以下「排ガス低減性能向上改造認定実施要領」という。)第 3 条の規定により、認定を受けた改造を行った自動車	いる旨 排ガス低減性能向上改造の認定番号及び低減性能向上改造証明書の交付番号	認定番号 MLIT-RLEV-1 交付番号 123			る改造の認定実施要領」(平成 19 年国土交通省告示第 131 号。以下「排ガス低減性能向上改造認定実施要領」という。)第 3 条の規定により、認定を受けた改造を行った自動車	排ガス低減性能向上改造の認定番号及び低減性能向上改造証明書の交付番号	認定番号 MLIT-RLEV-1 交付番号 123
22. 1-4 の規定により、二輪自動車の保安基準を適用する自動車	二輪自動車の基準を適用する旨	二輪自動車の保安基準を適用	<u>二輪車基準適用</u>		22. 1-4 の規定により、二輪自動車の保安基準を適用する自動車	二輪自動車の基準を適用する旨	二輪自動車の保安基準を適用
23. 走行距離計を備える自動車(最					23. 走行距離計を備える自動車(最高速度 20km/h 未満の自動車		

高 速 度 20km/h 未満 の自動車及 び被けん引 自動車を除 く。)であっ て次の各号 に掲げるも の					及 び 被 けん 引 自 動 車 を除く。) であって次 の各号に掲げるもの		
(1) 2-10(1) ①、②又は ③に掲げる 検査を受け る自動車	走行距離計の表示 値 (検査申請日)	走行距離計表示値 9,000 k m (平成 21 年 1 月 5 日)	<u>(記載なし)</u>		(1) 2-10(1)①、②又は ③に掲げる検査を受 ける自動車	走行距離計の表示値 (検査申請日)	走行距離計表示値 9,000 k m (平成 21 年 1 月 5 日)
(2) 走行距 離計の表示 値が前回の 表示値を下 回 る も の ((1) の 自 動 車 に 限 る。)	走行距離計表示値 のうち最大値 (検査申請日)	走行距離記録最大 値 200,000km (平成 29 年 1 月 1 日)	<u>(記載なし)</u>		(2) 走行距離計の表示 値が前回の表示値を 下回るもの ((1) の自 動車に限る。)	走行距離計表示値のう ち最大値 (検査申請日)	走行距離記録最大値 200,000km (平成 29 年 1 月 1 日)
24. 算定燃費 値取得済証 の交付を受	燃費値の算定を受 けた特定改造自動 車である旨及び算	90001・0001(算定 燃費値取得済特定 改造自動車)	<u>算定燃費</u>		24. 算定燃費値取得済証 の交付を受けて、類型 を特定した特定改造	燃費値の算定を受けた 特定改造自動車である 旨及び算定済証記載の	90001・0001(算定燃費値 取得済特定改造自動車)

	けて、類型を特定した特定改造自動車	定済証記載の改造車等燃費算定番号・区分番号				自動車	改造車等燃費算定番号・区分番号		
	25. 排出ガス値及び燃費値に影響を与える原動機、一酸化炭素等発散防止装置、動力伝達装置又は燃料の種類に変更が行われたことを、新規検査若しくは予備検査又は構造等変更検査時に公的試験機関の試験結果又は現車により確認した型式指定自動車又は一	排ガス燃費影響装置等に変更がある旨	排ガス燃費影響装置等変更	<u>排ガス燃費影響装置等変更</u>		25. 排出ガス値及び燃費値に影響を与える原動機、一酸化炭素等発散防止装置、動力伝達装置又は燃料の種類に変更が行われたことを、新規検査若しくは予備検査又は構造等変更検査時に公的試験機関の試験結果又は現車により確認した型式指定自動車又は一酸化炭素等発散防止装置指定自動車〔自動車排出ガス規制の識別記号が3桁以上の自動車に限る〕	排ガス燃費影響装置等に変更がある旨	排ガス燃費影響装置等変更	

酸化炭素等 発散防止装 置指定自動 車〔自動車 排出ガス規 制の識別記 号が3桁以 上の自動車 に限る〕							
26. 平成22年 4月1日以降 に製作され た自動車	消音器の加速走行 騒音性能規制（以下 「マフラー加速騒 音規制」という。）が 適用される旨	マフラー加速騒音 規制適用車	<u>マフラー加速適用 車</u>		26. 平成22年4月1日 以降に製作された自動 車	消音器の加速走行騒音 性能規制（以下「マフラ ー加速騒音規制」とい う。）が適用される旨	マフラー加速騒音規制 適用車
27. 多仕様自 動車（出荷検 査証が発行 されたもの であって、発 行後11月を 経過しない ものに限 る。）	適用する保安基準 の判定年月日（出荷 検査証発行日）	保安基準適用年月 日平成28年11月 1日	<u>保安基準適用日平 成28年11月1日</u>		27. 多仕様自動車（出荷 検査証が発行されたも のであって、発行後11 月を経過しないものに 限る。）	適用する保安基準の判 定年月日（出荷検査証発 行日）	保安基準適用年月日 平成28年11月1日
28. 法第41条 第2項に定 める自動運 行装置を備					28. 法第41条第2項に定 める自動運行装置を備 えた自動車		

えた自動車									
(1) 指定自動車等であつて、自動運行装置（走行環境条件を含む。）に係る変更がないもの及び法第 99 条の 3 第 1 項の規定による許可を受け、特定改造等を行ったもの	自動運行装置搭載車である旨	自動運行装置搭載車	<u>自動運行装置搭載車</u>			(1) 指定自動車等であつて、自動運行装置（走行環境条件を含む。）に係る変更がないもの及び法第 99 条の 3 第 1 項の規定による許可を受け、特定改造等を行ったもの	自動運行装置搭載車である旨	自動運行装置搭載車	
(2) (1) 以外のもの	自動運行装置搭載車である旨 走行環境条件付与書の文書番号及び付与年月日	自動運行装置搭載車 近運技技第 123 号 令和 2 年 4 月 1 日	<u>自動運行装置搭載車</u>			(2) (1) 以外のもの	自動運行装置搭載車である旨 走行環境条件付与書の文書番号及び付与年月日	自動運行装置搭載車 近運技技第 123 号 令和 2 年 4 月 1 日	
29. 施行規則第 35 条の 3 第 1 項第 29 号の規定に基づく自動	施行規則第 35 条の 3 第 1 項第 29 号の規定に基づく自動車である旨	この自動車の装置の一部は、長さ 2.5 m、幅 1.3m、高さ 2m を超えない軽自動車であつて、	<u>高速道路等走行不可</u>			29. 施行規則第 35 条の 3 第 1 項第 29 号の規定に基づく自動車	施行規則第 35 条の 3 第 1 項第 29 号の規定に基づく自動車である旨	この自動車の装置の一部は、長さ 2.5m、幅 1.3 m、高さ 2m を超えない軽自動車であつて、最高速度 60km 毎時以下のもの	

車		最高速度 60km 毎時以下のものうち、高速自動車国道等において運行しないものとして基準への適合性の判定を行っています。					ののうち、高速自動車国道等において運行しないものとして基準への適合性の判定を行っています。
30. 令和 3 年 10 月 1 日（輸入自動車にあっては令和 4 年 10 月 1 日）以降に指定を受けた型式指定自動車及び多仕様自動車（指定を受けた時点における細目告示別添 124「継続検査等に用いる車載式故障診断装置の技術基準」1.	OBD 検査の対象である旨及びOBD検査が開始となる年月日	OBD 検査対象車 OBD 検査開始年月日 令和 6 年 10 月 1 日	<u>OBD 検査対象</u>		30. 令和 3 年 10 月 1 日（輸入自動車にあっては令和 4 年 10 月 1 日）以降に指定を受けた型式指定自動車及び多仕様自動車（指定を受けた時点における細目告示別添 124「継続検査等に用いる車載式故障診断装置の技術基準」1.	OBD 検査の対象である旨及びOBD検査が開始となる年月日	OBD 検査対象車 OBD 検査開始年月日 令和 6 年 10 月 1 日

に規定する対象装置の性能が令和3年9月30日（輸入自動車にあっては令和4年9月30日）以前に指定を受けた型式指定自動車又は多仕様自動車と同一であるものの並びに二輪自動車、側車付二輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）					車及び大型特殊自動車を除く。）			
31. OBD 検査対象車であったが、構造装置の改造等により、OBD 検査対象外となった	OBD 検査の対象外である旨	OBD 検査対象外車	<u>（記載なし）</u>		31. OBD 検査対象車であったが、構造装置の改造等により、OBD 検査対象外となった自動車	OBD 検査の対象外である旨	OBD 検査対象外車	

自動車							
※1 15-1. の<u>内容</u>は、新たに運行の用に供しようとする自動車の初めての検査の際に確認したものを<u>記録</u>する。 ※2 近接排気騒音値は、それぞれに掲げる書面等に記載された整数位（小数第1位四捨五入）までを騒音値とする。 <u>なお、複数の近接排気騒音値が記載されている場合にあっては、最大値とする。</u> 自動車（三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車を除く。） ①～②（略） ※3 相対値規制を適用するときの近接排気騒音の測定回転数は、次の区分に応じた整数位（小数第1位切り上げ）までの値を<u>記録</u>する。				※1 15-1. の<u>記載事項</u>は、新たに運行の用に供しようとする自動車の初めての検査の際に確認したものを<u>記載</u>する。 <u>なお、</u>近接排気騒音値は、それぞれに掲げる書面等に記載された整数位（小数第1位四捨五入）までを騒音値とする。 自動車（三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車を除く。） ①～②（略） ※2 相対値規制を適用するときの近接排気騒音の測定回転数は、次の区分に応じた整数位（小数第1位切り上げ）までの値を<u>記載</u>する。			
区分		<u>記録</u> する回転数		区分		<u>記載</u> する回転数	
① 原動機の最高出力時の回転数が毎分 7500 回転以上の自動車		最高出力時の回転数の 50%の回転数		① 原動機の最高出力時の回転数が毎分 7500 回転以上の自動車		最高出力時の回転数の 50%の回転数	
② 二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車であって、原動機の最高出力時の回転数が毎分 5000 回転を超え 7500 回転未満のもの		3750 回転		② 二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車であって、原動機の最高出力時の回転数が毎分 5000 回転を超え 7500 回転未満のもの		3750 回転	
③ ①及び②以外の自動車		最高出力時の回転数の 75%の回転数		③ ①及び②以外の自動車		最高出力時の回転数の 75%の回転数	
④ 過回転防止装置を備えた自動車であって、当該装置の作動により原動機の回転数が①から③までに定める回転数に達しないもの		過回転防止装置が作動する回転数の 95%の回転数		④ 過回転防止装置を備えた自動車であって、当該装置の作動により原動機の回転数が①から③までに定める回転数に達しないもの		過回転防止装置が作動する回転数の 95%の回転数	
⑤ ④の自動車であって、アイドリング時において加速ペダルの操作により原動機回転数を		過回転防止装置が作動する回転数		⑤ ④の自動車であって、アイドリング時において加速ペダルの操作により原動機回転数を		過回転防止装置が作動する回転数	

任意の回転数に調整することができないもの

※4 絶対値規制を適用するときの近接排気騒音の測定回転数は、次の区分に応じた整数位（小数第1位切り上げ）までの値を記録する。

区分	記録する回転数
① 二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車	最高出力時の回転数の75%の回転数
② 過回転防止装置を備えた自動車であって、当該装置の作動により原動機の回転数が①に定める回転数に達しないもの	過回転防止装置が作動する回転数

(2) 下表の「装置の性能等」欄に掲げる内容に関し、2-18 ただし書の規定により破壊試験による適合性の判断を行わず、「審査事務規程より適用した規定」欄に掲げる規定により判断を行った場合は、軽自動車検査票2の備考欄に「記録例」欄の例により記載し、「記録例」及び「記載例」欄の例により自動車検査証等に記録するものとする。

ただし、自動車予備検査証及び限定自動車検査証の備考欄については、記録例により記載するものとする。

装置の性能等	審査事務規程より適用した規定	記録例	記載例	備考欄コード
① 衝突時のかじ取装置の	7-13-1-2(5)	この自動車に備えるかじ取装置は、	破壊試験未実施車	468

任意の回転数に調整することができないもの

※3 絶対値規制を適用するときの近接排気騒音の測定回転数は、次の区分に応じた整数位（小数第1位切り上げ）までの値を記載する。

区分	記載する回転数
① 二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車	最高出力時の回転数の75%の回転数
② 過回転防止装置を備えた自動車であって、当該装置の作動により原動機の回転数が①に定める回転数に達しないもの	過回転防止装置が作動する回転数

(2) 下表の「装置の性能等」欄に掲げる内容に関し、2-18 ただし書の規定により破壊試験による適合性の判断を行わず、「審査事務規程より適用した規定」欄に掲げる規定により判断を行った場合は、軽自動車検査票2の備考欄に「備考欄の記載内容」欄の例により記載し、自動車検査証等に印字するものとする。

装置の性能等	審査事務規程より適用した規定	備考欄の記載内容	備考欄コード
① 衝突時のかじ取装置の乗員	7-13-1-2(5)	この自動車に備えるかじ取装置は、保安基準第1条の3 ただし書きの	468

乗員保護に係る性能等		保安基準第 1 条の 3 ただし書きの規定により、衝撃吸収式かじ取装置の基準への適合性の判定に当たり同一の構造を有する装置に対する破壊試験を行っていません。			保護に係る性能等		規定により、衝撃吸収式かじ取装置の基準への適合性の判定に当たり同一の構造を有する装置に対する破壊試験を行っていません。	
② 衝突時等における燃料漏れ防止に係る性能等	7-23-1-2(5)	この自動車に備える燃料装置は、保安基準第 1 条の 3 ただし書の規定により、衝突時等の燃料漏れ防止の基準への適合性の判定に当たり同一の構造を有する装置に対する破壊試験を行っていません。	破壊試験未実施車	460	② 衝突時等における燃料漏れ防止に係る性能等	7-23-1-2(5)	この自動車に備える燃料装置は、保安基準第 1 条の 3 ただし書の規定により、衝突時等の燃料漏れ防止の基準への適合性の判定に当たり同一の構造を有する装置に対する破壊試験を行っていません。	460
③ 衝突時等における圧縮水素ガスの燃料漏れ防止に係る性能等	7-25-1-2(5)	この圧縮水素ガスを燃料とする自動車に備える燃料装置は、保安基準第 1 条の 3 ただし書	破壊試験未実施車	469	③ 衝突時等における圧縮水素ガスの燃料漏れ防止に係る性能等	7-25-1-2(5)	この圧縮水素ガスを燃料とする自動車に備える燃料装置は、保安基準第 1 条の 3 ただし書の規定により、衝突時等の燃料漏れ防止の基準への適合性の判定に当たり同一の構	469

		の規定により、衝突時等の燃料漏れ防止の基準への適合性の判定に当たり同一の構造を有する装置に対する破壊試験を行っていません。						造を有する装置に対する破壊試験を行っていません。	
④ 衝突時等における高電圧による乗員保護に係る性能等	7-26-1-2-2(3)	この自動車に備える電気装置は、保安基準第1条の3ただし書の規定により、衝突時の高電圧による乗車人員の保護の基準への適合性の判定に当たり同一の構造を有する装置に対する破壊試験を行っていません。	破壊試験未実施車	471		④ 衝突時等における高電圧による乗員保護に係る性能等	7-26-1-2(4)	この自動車に備える電気装置は、保安基準第1条の3ただし書の規定により、衝突時の高電圧による乗車人員の保護の基準への適合性の判定に当たり同一の構造を有する装置に対する破壊試験を行っていません。	471
⑤ 前面衝突時の乗員保護に係る性能等	7-29-1(3)	この自動車に備える車枠及び車体は、保安基準第1条の3ただし書の規定により、前面衝突時の乗員保護の基準への適合性	破壊試験未実施車	461		⑤ 前面衝突時の乗員保護に係る性能等	7-29-1(3)	この自動車に備える車枠及び車体は、保安基準第1条の3ただし書の規定により、前面衝突時の乗員保護の基準への適合性の判定に当たり同一の構造を有する装置に対する破壊試験を行っていません。	461

		に対する破壊試験を行っていません。							
⑪ ②又は③、⑤及び⑦により判断を行った場合	7-23-1-2(5) 7-25-1-2(5) 7-29-1(3) 7-31-1(3)	この自動車に備える燃料装置並びに車枠及び車体は、保安基準第1条の3ただし書の規定により、衝突時等の燃料漏れ防止の基準並びに前面衝突時及び側面衝突時の乗員保護の基準への適合性の判定に当たり同一の構造を有する装置に対する破壊試験を行っていません。	破壊試験未実施車	473		⑪ ②又は③、⑤及び⑦により判断を行った場合	7-23-1-2(5) 7-25-1-2(5) 7-29-1(3) 7-31-1(3)	この自動車に備える燃料装置並びに車枠及び車体は、保安基準第1条の3ただし書の規定により、衝突時等の燃料漏れ防止の基準並びに前面衝突時及び側面衝突時の乗員保護の基準への適合性の判定に当たり同一の構造を有する装置に対する破壊試験を行っていません。	473
⑫ ②又は③及び⑦により判断を行った場合	7-23-1-2(5) 7-25-1-2(5) 7-31-1(3)	この自動車に備える燃料装置並びに車枠及び車体は、保安基準第1条の3ただし書の規定により、衝突時等の燃料漏れ防止の基準及び側面衝突	破壊試験未実施車	474		⑫ ②又は③及び⑦により判断を行った場合	7-23-1-2(5) 7-25-1-2(5) 7-31-1(3)	この自動車に備える燃料装置並びに車枠及び車体は、保安基準第1条の3ただし書の規定により、衝突時等の燃料漏れ防止の基準及び側面衝突時の乗員保護の基準への適合性の判定に当たり同一の構造を有する装置に対する破壊試験を行っていません。	474

		時の乗員保護の基準への適合性の判定に当たり同一の構造を有する装置に対する破壊試験を行っていません。							
(3) 牽引可能なキャンピングトレーラ等の車両総重量を算出した場合は、次の例により軽自動車検査票 2 の備考欄に記載し、自動車検査証等に<u>記録（自動車予備検査証及び限定自動車検査証の備考欄については、記録例により記載）</u>するものとする。 ただし、他の書面等で算出した場合であって、次の例が記載されているものにあつては、この限りではない。 なお、各記号の意味は次のとおりとする。 m : 牽引可能なキャンピングトレーラ等の車両総重量 (kg) M : 牽引自動車の車両総重量 (kg) M' : 牽引自動車の車両重量 (kg) W d : 牽引自動車の駆動軸重 (kg) KW : 牽引自動車の諸元表等に記載された原動機の最高出力 (kW) V : 牽引自動車の諸元表等に記載された制動初速度 (km/h) S v : 牽引自動車の諸元表等に記載された Vkm/h からの制動距離 (m) a : 牽引自動車の諸元表等に記載された減速度 (m/s^2)。ただし、新規検査又は予備検査を受ける自動車であつてその検査において制動装置に係る基準に適合することが明らかな自動車又は有効な自動車検査証が交付されている自動車であつ					(3) 牽引可能なキャンピングトレーラ等の車両総重量を算出した場合は、次の例により軽自動車検査票 2 の備考欄に記載し、自動車検査証等に<u>印字</u>するものとする。 ただし、他の書面等で算出した場合であつて、次の例が記載されているものにあつては、この限りではない。 なお、各記号の意味は次のとおりとする。 m : 牽引可能なキャンピングトレーラ等の車両総重量 (kg) M : 牽引自動車の車両総重量 (kg) M' : 牽引自動車の車両重量 (kg) W d : 牽引自動車の駆動軸重 (kg) KW : 牽引自動車の諸元表等に記載された原動機の最高出力 (kW) V : 牽引自動車の諸元表等に記載された制動初速度 (km/h) S v : 牽引自動車の諸元表等に記載された Vkm/h からの制動距離 (m) a : 牽引自動車の諸元表等に記載された減速度 (m/s^2)。ただし、新規検査又は予備検査を受ける自動車であつてその検査において制動装置に係る基準に適合することが明らかな自動車又は有効な自動車検査証が交付されている自動車であつ				

て、制動距離及び減速度が不明な場合は、測定した牽引自動車の制動力をMで除した値とする。

F S : 牽引自動車の諸元表等に記載された駐車ブレーキ力 (N)。ただし、新規検査又は予備検査を受ける自動車であってその検査において制動装置に係る基準に適合することが明らかな自動車又は有効な自動車検査証が交付されている自動車であって、操作力が細目告示に規定された値よりも小さいもの場合は、細目告示に規定された操作力による駐車ブレーキ力を比例計算により求めた値とする。なお、駐車ブレーキ力が不明なものの場合は、測定した値を用いるものとする。

(例)

備考欄

(記録例)

けん引可能なキャンピングトレーラ等の車両総重量は、主ブレーキありの場合及び主ブレーキなしの場合、それぞれ 1,000kg 及び 500kg とする。

(記載例)

牽引可能車両総重量

①～② (略)

(4) 持込検査の結果、限定自動車検査証を交付する場合には、軽自動車検査票 1 にその旨を記載し、次のとおり限定自動車検査証に記載するものとする。

なお、②記載文中の「〇年〇月〇日」は、継続検査の申請の際に提出された自動車検査証の有効期間の満了する日とする。

①～② (略)

(5) 継続検査の申請があった自動車について、当該自動車の自動車検査証の備考欄に受検種別、定期点検整備実施状況及び受検形態を次のとおり記録するものとする。

て、制動距離及び減速度が不明な場合は、測定した牽引自動車の制動力をMで除した値とする。

F S : 牽引自動車の諸元表等に記載された駐車ブレーキ力 (N)。ただし、新規検査又は予備検査を受ける自動車であってその検査において制動装置に係る基準に適合することが明らかな自動車又は有効な自動車検査証が交付されている自動車であって、操作力が細目告示に規定された値よりも小さいもの場合は、細目告示に規定された操作力による駐車ブレーキ力を比例計算により求めた値とする。なお、駐車ブレーキ力が不明なものの場合は、測定した値を用いるものとする。

(例)

備考

牽引可能なキャンピングトレーラ等の車両総重量は、主ブレーキありの場合及び主ブレーキなしの場合、それぞれ 1,000kg 及び 500kg とする。

①～② (略)

(4) 持込検査の結果、限定自動車検査証を交付する場合には、軽自動車検査票 1 にその旨を記載し、次のとおり限定自動車検査証に印字するものとする。

なお、②記載文中の「〇年〇月〇日」は、継続検査の申請の際に提出された自動車検査証の有効期間の満了する日とする。

①～② (略)

(5) 継続検査の申請があった自動車について、当該自動車の自動車検査証の備考欄に受検種別、定期点検整備実施状況及び受検形態を次のとおり印字するものとする。

3(3)⑤、2-7(7)、2-8-2(5)、2-9(2)、2-12-2(6)④、2-12-2(8)①、2-13-1(1)③、2-13-1(2)⑥、2-14-1(5)、2-15-1(5)、2-19(2)、2-21-4及び2-22(1)の規定に基づき、受検者に対し検査できないため検査を中断する旨を通告した場合には、その理由又は2-1(1)若しくは(3)に該当する番号等のいずれかが記載された検査結果通知書にて受検者に通知するものとする。 ただし、出張検査又は障害等により高度化システムを使用できない場合は、軽自動車検査票にて受検者に説明するものとする。 この場合において、2-9(2)、2-12-2(6)④、2-15-1(5)及び2-22(1)の規定に基づく通告の理由は、それぞれ①、②及び③の例によるものとする。 ①～③ (略) (2)～(3) (略) 3-4-6 <u>記録事項</u>の変更等に係る通知 2-19の規定による確認を実施した場合には、3-4-2 から 3-4-5 までの規定にかかわらず、その結果を受検者に説明するものとする。 第4章～第5章 (略) 第6章 車両番号の指定等、自動車検査証等の交付等に係る処理 6-1 車両番号の指定等 新規検査に合格した自動車及び自動車予備検査証に基づく自動車検査証の交付をする自動車並びに自動車検査証の<u>変更記録</u>申請に伴い車両番号が変更となる自動車及び車両番号標が滅失し、き損し、又はその識別が困難となった、又は次に掲げる理由により車両番号の変更の申請があった自動車には、施行規則第36条の17の規定によるほか、別に定める「検	3(3)⑤、2-7(5)、2-8-2(5)、2-9(2)、2-12-2(6)④、2-12-2(8)①、2-13-1(1)③、2-13-1(2)⑥、2-14-1(5)、2-15-1(5)、2-19(2)、2-21-4及び2-22(1)の規定に基づき、受検者に対し検査できないため検査を中断する旨を通告した場合には、その理由又は2-1(1)若しくは(3)に該当する番号等のいずれかが記載された検査結果通知書にて受検者に通知するものとする。 ただし、出張検査又は障害等により高度化システムを使用できない場合は、軽自動車検査票にて受検者に説明するものとする。 この場合において、2-9(2)、2-12-2(6)④、2-15-1(5)及び2-22(1)の規定に基づく通告の理由は、それぞれ①、②及び③の例によるものとする。 ①～③ (略) (2)～(3) (略) 3-4-6 <u>記載事項</u>変更等に係る通知 2-19の規定による確認を実施した場合には、3-4-2 から 3-4-5 までの規定にかかわらず、その結果を受検者に説明するものとする。 第4章～第5章 (略) 第6章 車両番号の指定等、自動車検査証等の交付等に係る処理 6-1 車両番号の指定等 新規検査に合格した自動車及び自動車予備検査証に基づく自動車検査証の交付をする自動車並びに自動車検査証の<u>記入</u>申請に伴い車両番号が変更となる自動車及び車両番号標が滅失し、き損し、又はその識別が困難となった、又は次に掲げる理由により車両番号の変更の申請があった自動車には、施行規則第36条の17の規定によるほか、別に定める「検査対
--	---

査対象軽自動車の車両番号の指定等に関する達」(平成 16 年 11 月 1 日付け理事長達第 18 号)により車両番号を指定し、又は変更するものとする。

(1) (略)

6-2 限定自動車検査証の交付

(1) (略)

(2) 限定自動車検査証を交付するときは、次の各号によるものとする。

① 自動車検査証 又は限定自動車検査証 (新規検査又は予備検査にあつては 自動車検査証返納証明書) と電子情報処理システムから出力した限定自動車検査証 (その 1) を 照合 する。

② 電子情報処理システムから出力した限定自動車検査証 (その 2) の保安基準に適合しない部分の欄に、手書きにて軽自動車検査票 1 の保安基準に適合しない部分を記載する。

この場合において、高度化システムを用いて検査状況を記録した車両にあつては、検査結果通知書 1 (疑義が生じた場合は高度化システムにより検査結果通知情報を確認) を確認し、限定自動車検査証 (その 2) に保安基準に適合しない部分を記載する。

なお、提出された自動車検査証又は旧限定自動車検査証には受付日付印等を押印するなどにより無効の措置を講ずるものとする。

(削除)

象軽自動車の車両番号の指定等に関する達」(平成 16 年 11 月 1 日付け理事長達第 18 号)により車両番号を指定し、又は変更するものとする。

(1) (略)

6-2 限定自動車検査証の交付

(1) (略)

(2) 限定自動車検査証を交付するときは、次の各号によるものとする。

① 自動車検査証 (新規検査又は予備検査にあつては 申請書) に記載された車両 と電子情報処理システムから出力 し、印字 した限定自動車検査証 (その 1) に記載された車両が同一であることを確認 する。

② 電子情報処理システムから出力 し、印字 した限定自動車検査証 (その 2) の保安基準に適合しない部分の欄に、手書きにて軽自動車検査票 1 の保安基準に適合しない部分を記載する。

この場合において、高度化システムを用いて検査状況を記録した車両にあつては、検査結果通知書 1 (疑義が生じた場合は高度化システムにより検査結果通知情報を確認) を確認し、限定自動車検査証 (その 2) に保安基準に適合しない部分を記載する。

③ 電子情報処理システムを導入していない出張検査場においては、提出のあった自動車検査証を書き換えることにより限定自動車検査証 (その 1) を作成し、有効期間を記入した後、書き換えにおいて抹消した箇所及び記入した有効期間の末尾に事務所名小印を押印するものとする。

また、限定自動車検査証 (その 2) の作成においては、軽自動車検査票 1 の一部の複写又は軽自動車検査票 1 の保安基準に適合しない部分を記載することにより作成し、車台番号の末尾に事務所名小印を押印するものとする。

6-3 (略)

6-4 自動車損害賠償責任保険契約等の確認

新規検査及び自動車予備検査証に基づく自動車検査証の交付並びに継続検査、臨時検査及び構造等変更検査による自動車検査証の返付は、自動車損害賠償保障法（昭和 30 年法律第 97 号）第 9 条及び第 9 条の 5 の規定により、自動車損害賠償責任保険証明書の保険期間又は自動車損害賠償責任共済証明書の共済期間が当該自動車検査証に記録する有効期間の全部と重複するものでなければ行ってはならない。

6-5 放置違反金滞納情報の確認

- (1) 継続検査後の自動車検査証の有効期間の更新又は構造等変更検査後の記録事項を変更した自動車検査証の返付であって、道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 51 条の 7 第 2 項の規定に基づく放置違反金の滞納によって、自動車検査証の有効期間の更新又は記録事項を変更した自動車検査証の返付ができない場合には、自動車検査証の備考欄（備考欄に記載できない場合は余白部分等）に「放置違反金滞納情報あり」である旨の記載と受付日付印を押印し、申請書並びに添付書面（軽自動車検査票を除く。）を申請者に返却するものとする。

なお、放置違反金の納付後に、再度申請が行われ、当該検査の合格日から 15 日以内の場合は、回収済の軽自動車検査票が有効なものとして処理して差し支えない。この場合において、放置違反金の滞納が無いことが確認されれば、新たに自動車検査証を発行し返付するものとする。

(2) (略)

6-6 (略)

6-7 自動車検査証等の記録、自動車検査証返納証明書、輸出予定届出証明書及び検査記録事項等証明書の記載

自動車検査証等の記録、自動車検査証返納証明書、輸出予定届出証明書及び検査記録事項等証明書の記載は、第 3 章の規定による他、電子情報処

6-3 (略)

6-4 自動車損害賠償責任保険契約等の確認

新規検査及び自動車予備検査証に基づく自動車検査証の交付並びに継続検査、臨時検査及び構造等変更検査による自動車検査証の返付は、自動車損害賠償保障法（昭和 30 年法律第 97 号）第 9 条及び第 9 条の 5 の規定により、自動車損害賠償責任保険証明書の保険期間又は自動車損害賠償責任共済証明書の共済期間が当該自動車検査証に記入する有効期間の全部と重複するものでなければ行ってはならない。

6-5 放置違反金滞納情報の確認

- (1) 継続検査後の自動車検査証の有効期間の更新又は構造等変更検査後の記載事項を変更した自動車検査証の返付であって、道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 51 条の 7 第 2 項の規定に基づく放置違反金の滞納によって、自動車検査証の有効期間の更新又は記載事項を変更した自動車検査証の返付ができない場合には、自動車検査証の備考欄に「放置違反金滞納情報あり」である旨の記載と受付日付印を押印し、申請書並びに添付書面（軽自動車検査票を除く。）を申請者に返却するものとする。

なお、放置違反金の納付後に、再度申請が行われ、当該検査の合格日から 15 日以内の場合は、回収済の軽自動車検査票が有効なものとして処理して差し支えない。

(2) (略)

6-6 (略)

6-7 自動車検査証等、自動車検査証返納証明書、輸出予定届出証明書及び検査記録事項等証明書の記載

自動車検査証等、自動車検査証返納証明書、輸出予定届出証明書及び検査記録事項等証明書の記載事項は、第 3 章の規定による他、電子情報処理

理システムへ入力することにより行うものとする。 6-8 (略) 6-9 新規検査 6-9-1 (略) 6-9-2 受付日付印の押印及び処理 (1)～(2) (略) (3) 電子情報処理システムに申請書を投入し、車両番号を指定し、自動車検査証に記録するものとする。 OSS 申請にあっては、電子情報処理システムにより申請車両を確定し、車両番号を指定後、自動車検査証に記録するものとする。 6-9-3 自動車検査証及び検査標章の交付 軽自動車検査票又は限定自動車検査証に記載された検査結果、若しくは完成検査終了証又は自動車検査証返納証明書及び保安基準適合証又は限定自動車検査証及び限定保安基準適合証の記載内容と電子情報処理システムから出力した自動車検査証を照合したうえ、自動車検査証及び検査標章を交付するものとする。 この場合において、限定自動車検査証には受付日付印等を押印するなどにより無効の措置を講ずるものとする。 なお、検査標章の表示箇所は、次の各号によるものとする。(以下第 6 章において同じ) ①～② (略) 6-10 継続検査 6-10-1 (略) 6-10-2 受付日付印の押印及び処理 (1)～(2) (略) (3) 電子情報処理システムに申請書を投入し、自動車検査証に記録するものとする。	システムから出力し、印字したものとする。 6-8 (略) 6-9 新規検査 6-9-1 (略) 6-9-2 受付日付印の押印及び処理 (1)～(2) (略) (3) 電子情報処理システムに申請書を投入し、車両番号を指定後、自動車検査証を出力し、印字するものとする。 OSS 申請にあっては、電子情報処理システムにより申請車両を確定し、車両番号を指定後、自動車検査証を出力し、印字するものとする。 6-9-3 自動車検査証及び検査標章の交付 軽自動車検査票又は限定自動車検査証に記載された検査結果、若しくは完成検査終了証又は自動車検査証返納証明書及び保安基準適合証又は限定自動車検査証及び限定保安基準適合証の記載内容と電子情報処理システムから出力し、印字した自動車検査証を照合したうえ、自動車検査証及び検査標章を交付するものとする。 この場合において、限定自動車検査証には受付日付印等を押印するなどにより無効の措置を講ずるものとする。 なお、検査標章の表示箇所は、次の各号によるものとする。(以下第 6 章において同じ) ①～② (略) 6-10 継続検査 6-10-1 (略) 6-10-2 受付日付印の押印及び処理 (1)～(2) (略) (3) 電子情報処理システムに申請書を投入し、自動車検査証を出力し、印字するものとする。
--	---

この場合において、3-3-15(5)②の規定に基づき自動車検査証の備考欄に「点検整備記録簿記載なし」を記録する自動車（前面ガラスのない自動車を除く。）については、検査標章（裏面下部の余白部）に「法定点検未実施（車検時）」を記載するものとする。

OSS 申請にあつては、電子情報処理システムにより申請車両を確定するものとする。

6-10-3 自動車検査証の返付及び検査標章の交付

軽自動車検査票若しくは限定自動車検査証に記載された検査結果又は保安基準適合証及び自動車検査証又は限定保安基準適合証及び限定自動車検査証の記載内容と電子情報処理システムから出力した自動車検査証又は提出のあった自動車検査証を照合したうえ、自動車検査証を返付及び検査標章を交付するものとする。

この場合において、旧自動車検査証又は限定自動車検査証には受付日付印等を押印するなどにより無効の措置を構ずるものとする。

ただし、電子情報処理システムを常設していない出張検査場において検査標章を交付する場合には、予め一括して検査標章を出力しておき、これを自動車検査証の返付をする際に同時に交付するものとする。

なお、保安基準適合証及び保険証明書に記載すべき事項が電磁的方法により登録情報処理機関に提供された場合においては、登録情報処理機関に記載すべき事項の照会を行い処理することとする。軽自動車税種別割の滞納がないことの確認は、軽自動車税種別割を課した市町村（特別区を含む。）に、その額の納付の有無の事実を電磁的方法により確認することで行うことができる。

OSS 申請にあつては、電子情報処理システムにより申請車両を確定し、自動車検査証を出力し、印字するものとする。

6-10-3 自動車検査証の返付及び検査標章の交付

軽自動車検査票若しくは限定自動車検査証に記載された検査結果又は保安基準適合証及び自動車検査証又は限定保安基準適合証及び限定自動車検査証の記載内容と電子情報処理システムから出力し、印字した自動車検査証を照合したうえ、自動車検査証を返付及び検査標章を交付するものとする。

この場合において、旧自動車検査証又は限定自動車検査証には受付日付印等を押印するなどにより無効の措置を構ずるものとする。

ただし、電子情報処理システムを導入していない出張検査場においては、自動車検査証の有効期間を記入したときにその記入した有効期間の末尾に事務所名小印を押印することにより自動車検査証を返付できるものとする。

また、検査標章を交付する場合には、予め一括して検査標章を出力しておき、これを自動車検査証の返付をする際に同時に交付するものとする。

なお、保安基準適合証及び保険証明書に記載すべき事項が電磁的方法により登録情報処理機関に提供された場合においては、登録情報処理機関に記載すべき事項の照会を行い処理することとする。軽自動車税種別割の滞納がないことの確認は、軽自動車税種別割を課した市町村（特別区を含む。）に、その額の納付の有無の事実を電磁的方法により確認することで行うことができる。

6-11 構造等変更検査

6-11-1 必要な書面

6-8-2 に規定する申請書等の受理にあたっては、次に掲げる書面の記載内容を確認するものとする。

(1) 諸元欄事項以外にも変更がある場合

- ① 自動車検査証変更記録申請書（様式省令に定められた軽第2号様式、軽第5号様式又は様式7-2は、諸元等の情報が高度化システムにより電磁的に記録された場合を除く。）

②～⑪（略）

(2) 諸元欄事項以外には変更がない場合

- ① 自動車検査証変更記録申請書（様式省令に定められた軽第2号様式、軽第5号様式又は様式7-2は、諸元等の情報が高度化システムにより電磁的に記録された場合は、諸元欄事項等への記入は不要とする。）

②～⑩（略）

(3) (1)(2)の場合であって、自動車予備検査証の交付を受けている場合

- ① 自動車検査証変更記録申請書（様式省令に定められた軽第2号様式、軽第5号様式又は様式7-2は、諸元等の情報が高度化システムにより電磁的に記録された場合を除く。）

②～⑧（略）

6-11-2 受付日付印の押印及び処理

(1)～(2)（略）

- (3) 電子情報処理システムに申請書を投入し、車両番号を変更し（用途等の変更により車両番号の変更を伴う場合に限る。）、自動車検査証に記録するものとする。

なお、予備検査にあつては、自動車予備検査証番号を自動車予備

6-11 構造等変更検査

6-11-1 必要な書面

6-8-2 に規定する申請書等の受理にあたっては、次に掲げる書面の記載内容を確認するものとする。

(1) 諸元欄事項以外にも変更がある場合

- ① 自動車検査証記入申請書（様式省令に定められた軽第2号様式、軽第5号様式又は様式7-2は、諸元等の情報が高度化システムにより電磁的に記録された場合を除く。）

②～⑪（略）

(2) 諸元欄事項以外には変更がない場合

- ① 自動車検査証記入申請書（様式省令に定められた軽第2号様式、軽第5号様式又は様式7-2は、諸元等の情報が高度化システムにより電磁的に記録された場合は、諸元欄事項等への記入は不要とする。）

②～⑩（略）

(3) (1)(2)の場合であって、自動車予備検査証の交付を受けている場合

- ① 自動車検査証記入申請書（様式省令に定められた軽第2号様式、軽第5号様式又は様式7-2は、諸元等の情報が高度化システムにより電磁的に記録された場合を除く。）

②～⑧（略）

6-11-2 受付日付印の押印及び処理

(1)～(2)（略）

- (3) 電子情報処理システムに申請書を投入し、車両番号を指定後（用途等の変更により車両番号の変更を伴う場合に限る。）、自動車検査証を出力し、印字するものとする。

なお、予備検査にあつては、自動車予備検査証番号を自動車予備

検査証に<u>記載</u>するものとする。 6-11-3 自動車検査証及び検査標章又は自動車予備検査証の交付 軽自動車検査票又は限定自動車検査証に記載された検査結果と電子情報処理システムから出力した自動車検査証又は自動車予備検査証を照合したうえ、自動車検査証及び検査標章又は自動車予備検査証を交付するものとする。 この場合において、旧自動車検査証、限定自動車検査証又は旧自動車予備検査証には受付日付印等を押印するなどにより無効の措置を講ずるものとする。 6-12 (略) 6-13 予備検査 6-13-1 (略) 6-13-2 受付日付印の押印及び処理 (1) (略) (2) 電子情報処理システムに申請書を投入し、自動車予備検査証番号を指定<u>し</u>、自動車予備検査証<u>に記載</u>するものとする。 6-13-3 自動車予備検査証の交付 軽自動車検査票又は限定自動車検査証に記載された検査結果、若しくは完成検査終了証又は自動車検査証返納証明書及び保安基準適合証又は限定自動車検査証及び限定保安基準適合証の記載内容と電子情報処理システムから出力した自動車予備検査証を照合したうえ、交付するものとする。 この場合において、限定自動車検査証には受付日付印等を押印するなどにより無効の措置を講ずるものとする。	検査証に<u>出力し、印字</u>するものとする。 6-11-3 自動車検査証及び検査標章又は自動車予備検査証の交付 軽自動車検査票又は限定自動車検査証に記載された検査結果と電子情報処理システムから出力<u>し、印字</u>した自動車検査証又は自動車予備検査証を照合したうえ、自動車検査証及び検査標章又は自動車予備検査証を交付するものとする。 この場合において、旧自動車検査証、限定自動車検査証又は旧自動車予備検査証には受付日付印等を押印するなどにより無効の措置を講ずるものとする。 6-12 (略) 6-13 予備検査 6-13-1 (略) 6-13-2 受付日付印の押印及び処理 (1) (略) (2) 電子情報処理システムに申請書を投入し、自動車予備検査証番号を指定<u>後</u>、自動車予備検査証<u>を出力し、印字</u>するものとする。 6-13-3 自動車予備検査証の交付 軽自動車検査票又は限定自動車検査証に記載された検査結果、若しくは完成検査終了証又は自動車検査証返納証明書及び保安基準適合証又は限定自動車検査証及び限定保安基準適合証の記載内容と電子情報処理システムから出力<u>し、印字</u>した自動車予備検査証を照合したうえ、交付するものとする。 この場合において、限定自動車検査証には受付日付印等を押印するなどにより無効の措置を講ずるものとする。
--	--

6-14 自動車予備検査証に基づく自動車検査証の交付 6-14-1 (略) 6-14-2 受付日付印の押印及び処理 (1)～(2) (3) 電子情報処理システムに申請書を投入し、車両番号を指定<u>し</u>、自動車検査証<u>に記録</u>するものとする。 6-14-3 自動車検査証及び検査標章の交付 申請書及び添付資料と電子情報処理システムから出力した自動車検査証を照合したうえ、自動車検査証及び検査標章を交付するものとする。 この場合において、自動車予備検査証には受付日付印等を押印するなどにより無効の措置を講ずるものとする。 6-15 自動車予備検査証の<u>変更記録</u> 6-15-1 必要な書面 6-8-2 に規定する申請書等の受理にあたっては、次に掲げる書面の記載内容を確認するものとする。 ① 自動車予備検査証<u>変更記録</u>申請書（車両番号欄に自動車予備検査証番号を記載させる。） ②～④ (略) 6-15-2 受付日付印の押印及び処理 (1) (略) (2) 電子情報処理システムに申請書を投入し、自動車予備検査証<u>に記載</u>するものとする。 6-15-3 自動車予備検査証の交付 申請書及び添付資料と電子情報処理システムから出力した自動車予備検査証を照合したうえ、交付するものとする。 この場合において、旧自動車予備検査証又は旧限定自動車検査証には	6-14 自動車予備検査証に基づく自動車検査証の交付 6-14-1 (略) 6-14-2 受付日付印の押印及び処理 (1)～(2) (3) 電子情報処理システムに申請書を投入し、車両番号を指定<u>後</u>、自動車検査証<u>を出力し、印字</u>するものとする。 6-14-3 自動車検査証及び検査標章の交付 申請書及び添付資料と電子情報処理システムから出力<u>し、印字</u>した自動車検査証を照合したうえ、自動車検査証及び検査標章を交付するものとする。 この場合において、自動車予備検査証には受付日付印等を押印するなどにより無効の措置を講ずるものとする。 6-15 自動車予備検査証の<u>記入</u> 6-15-1 必要な書面 6-8-2 に規定する申請書等の受理にあたっては、次に掲げる書面の記載内容を確認するものとする。 ① 自動車予備検査証<u>記入</u>申請書（車両番号欄に自動車予備検査証番号を記載させる。） ②～④ (略) 6-15-2 受付日付印の押印及び処理 (1) (略) (2) 電子情報処理システムに申請書を投入し、自動車予備検査証<u>を出力し、印字</u>するものとする。 6-15-3 自動車予備検査証の交付 申請書及び添付資料と電子情報処理システムから出力<u>し、印字</u>した自動車予備検査証を照合したうえ、交付するものとする。 この場合において、旧自動車予備検査証又は旧限定自動車検査証には
--	--

受付日付印等を押印するなどにより無効の措置を講ずるものとする。 6-16 自動車検査証の<u>変更記録</u> 6-16-1 必要な書面 6-8-2 に規定する申請書等の受理にあたっては、次に掲げる書面の記載内容を確認するものとする。 ① 自動車検査証<u>変更記録</u>申請書 ②～⑥ (略) 6-16-2 受付日付印の押印及び処理 (1) (略) (2) 電子情報処理システムに申請書を投入し、車両番号を<u>変更し</u>（使用の本拠の位置の変更、車両番号標の滅失等により車両番号の変更を伴う場合に限る。）に、自動車検査証<u>に記録</u>するものとする。 <u>(3) 自動車検査証返納を前提とした自動車検査証変更記録申請の場合においては、自動車検査証を出力しないことができる。</u> 6-16-3 自動車検査証又は限定自動車検査証の交付 申請書及び添付資料と電子情報処理システムから出力<u>した自動車検査証、提出のあった</u>自動車検査証又は限定自動車検査証を照合したうえ、交付するものとする。 この場合において、旧自動車検査証又は旧限定自動車検査証には受付日付印等を押印するなどにより無効の措置を講ずるものとする。 6-17 自動車検査証返納届出等 6-17-1 必要な書面 6-8-2 に規定する申請書等の受理にあたっては、次に掲げる書面の記載内容を確認するものとする。 (1) 自動車検査証返納届出（(2)から(4)の場合を除く。） ① (略) ② 自動車検査証又は限定自動車検査証 <u>(6-16-2(3)の場合を除く。)</u>	受付日付印等を押印するなどにより無効の措置を講ずるものとする。 6-16 自動車検査証の<u>記入</u> 6-16-1 必要な書面 6-8-2 に規定する申請書等の受理にあたっては、次に掲げる書面の記載内容を確認するものとする。 ① 自動車検査証<u>記入</u>申請書 ②～⑥ (略) 6-16-2 受付日付印の押印及び処理 (1) (略) (2) 電子情報処理システムに申請書を投入し、車両番号を<u>指定後</u>（使用の本拠の位置の変更、車両番号標の滅失等により車両番号の変更を伴う場合に限る。）に、自動車検査証<u>を出力し、印字</u>するものとする。 <u>(3) (新設)</u> 6-16-3 自動車検査証又は限定自動車検査証の交付 申請書及び添付資料と電子情報処理システムから出力<u>し、印字した</u>自動車検査証又は限定自動車検査証を照合したうえ、交付するものとする。 この場合において、旧自動車検査証又は旧限定自動車検査証には受付日付印等を押印するなどにより無効の措置を講ずるものとする。 6-17 自動車検査証返納届出等 6-17-1 必要な書面 6-8-2 に規定する申請書等の受理にあたっては、次に掲げる書面の記載内容を確認するものとする。 (1) 自動車検査証返納届出（(2)から(4)の場合を除く。） ① (略) ② 自動車検査証又は限定自動車検査証
---	--

③ (略) (2) 自動車検査証返納証明書交付申請 ①～② (略) ③ 自動車検査証又は限定自動車検査証 <u>(6-16-2(3)の場合を除く。)</u> ④ (略) (3) 自動車検査証返納・解体届出・自動車重量税還付申請 ① (略) ② 自動車検査証又は限定自動車検査証 <u>(6-16-2(3)の場合を除く。)</u> ③ (略) (4) 解体等届出 (滅失・用途廃止等) ① (略) ② 自動車検査証又は限定自動車検査証 <u>(6-16-2(3)の場合を除く。)</u> ③～④ (略) (5) (略) 6-17-2 受付日付印の押印及び処理 (1) (略) (2) 電子情報処理システムに申請書を投入し、6-17-1(2)は自動車検査証返納証明書、6-17-1(3) (自動車重量税還付申請の場合に限る。)は、自動車重量税還付<u>申請書</u>付表を出力するものとする。 6-17-3 自動車検査証返納証明書及び自動車重量税還付<u>申請書</u>付表の交付 (1) 自動車検査証返納証明書を交付するときは、申請書と電子情報処理システムから出力した自動車検査証返納証明書を照合のうえ、交付するものとする。 この場合において、旧自動車検査証又は旧限定自動車検査証には、受付日付印等を押印するなどにより無効の措置を講ずるものとする。 (2) 自動車重量税還付<u>申請書</u>付表 1 を交付するときは、申請書と電子情報処理システムから出力した自動車重量税還付<u>申請書</u>付表 1 を照合の	③ (略) (2) 自動車検査証返納証明書交付申請 ①～② (略) ③ 自動車検査証又は限定自動車検査証 ④ (略) (3) 自動車検査証返納・解体届出・自動車重量税還付申請 ① (略) ② 自動車検査証又は限定自動車検査証 ③ (略) (4) 解体等届出 (滅失・用途廃止等) ① (略) ② 自動車検査証又は限定自動車検査証 ③～④ (略) (5) (略) 6-17-2 受付日付印の押印及び処理 (1) (略) (2) 電子情報処理システムに申請書を投入し、6-17-1(2)は自動車検査証返納証明書、6-17-1(3) (自動車重量税還付申請の場合に限る。)は、自動車重量税還付付表を出力<u>し、印字</u>するものとする。 6-17-3 自動車検査証返納証明書及び自動車重量税還付付表の交付 (1) 自動車検査証返納証明書を交付するときは、申請書と電子情報処理システムから出力<u>し、印字</u>した自動車検査証返納証明書を照合のうえ、交付するものとする。 この場合において、旧自動車検査証又は旧限定自動車検査証には、受付日付印等を押印するなどにより無効の措置を講ずるものとする。 (2) 自動車重量税還付付表 1 を交付するときは、申請書と電子情報処理システムから出力<u>し、印字</u>した自動車重量税還付付表 1 を照合のうえ、
--	--

うえ、交付するものとする。 この場合において、自動車検査証又は限定自動車検査証には、受付日付印等を押印するなどにより無効の措置を講ずるものとする。 6-18 輸出予定届出証明書交付申請 6-18-1 (略) 6-18-2 受付日付印の押印及び処理 (1) (略) (2) 電子情報処理システムに申請書を投入し、輸出予定届出証明書を出力するものとする。 6-18-3 輸出予定届出証明書の交付 申請書及び自動車検査証と電子情報処理システムから出力した輸出予定届出証明書を照合したうえ、交付するものとする。 この場合において、自動車検査証又は限定自動車検査証には、受付日付印等を押印するなどにより無効の措置を講ずるものとする。 6-19～6-21 (略) 6-22 検査記録事項等証明書交付請求 6-22-1 (略) 6-22-2 受付日付印の押印及び処理 (1) (略) (2) 電子情報処理システムに申請書を投入し、検査記録事項等証明書を出力するものとする。 6-22-3 検査記録事項等証明書の交付 申請書と電子情報処理システムから出力した検査記録事項等証明書を照合したうえ、交付するものとする。 6-23 自動車検査証、自動車予備検査証又は限定自動車検査証の再交付 6-23-1 (略) 6-23-2 受付日付印の押印及び処理	交付するものとする。 この場合において、自動車検査証又は限定自動車検査証には、受付日付印等を押印するなどにより無効の措置を講ずるものとする。 6-18 輸出予定届出証明書交付申請 6-18-1 (略) 6-18-2 受付日付印の押印及び処理 (1) (略) (2) 電子情報処理システムに申請書を投入し、輸出予定届出証明書を出力し、<u>印字</u>するものとする。 6-18-3 輸出予定届出証明書の交付 申請書及び自動車検査証と電子情報処理システムから出力<u>し、印字</u>した輸出予定届出証明書を照合したうえ、交付するものとする。 この場合において、自動車検査証又は限定自動車検査証には、受付日付印等を押印するなどにより無効の措置を講ずるものとする。 6-19～6-21 (略) 6-22 検査記録事項等証明書交付請求 6-22-1 (略) 6-22-2 受付日付印の押印及び処理 (1) (略)。 (2) 電子情報処理システムに申請書を投入し、検査記録事項等証明書を出力<u>し、印字</u>するものとする。 6-22-3 検査記録事項等証明書の交付 申請書と電子情報処理システムから出力<u>し、印字</u>した検査記録事項等証明書を照合したうえ、交付するものとする。 6-23 自動車検査証、自動車予備検査証又は限定自動車検査証の再交付 6-23-1 (略) 6-23-2 受付日付印の押印及び処理
--	--

(1) (略) (2) 電子情報処理システムに申請書を投入し、自動車検査証、自動車予備検査証又は限定自動車検査証を出力するものとする。 この場合において、自動車検査証、自動車予備検査証又は限定自動車検査証（その1）の備考欄に再交付の旨を<u>記録</u>するものとする。 6-23-3 自動車検査証、自動車予備検査証又は限定自動車検査証の交付 申請書と電子情報処理システムから出力した自動車検査証、自動車予備検査証又は限定自動車検査証と照合したうえ、交付するものとする。 この場合において、旧自動車検査証、旧自動車予備検査証又は旧限定自動車検査証が提出されたときは、当該自動車検査証等には受付日付印等を押印するなどにより無効の措置を講ずるものとする。 6-24 検査標章の再交付 6-24-1 必要な書面 6-8-2 に規定する申請書等の受理にあたっては、次に掲げる書面の記載内容を確認するものとする。なお、き損し、又はその識別が困難となったことを事由とするときは、当該検査標章の提出を求めること。 ①～④ (略) 6-24-2 受付日付印の押印及び処理 (1) (略) (2) 電子情報処理システムに申請書を投入し、検査標章を出力するものとする。 <u>なお、限定自動車検査証の提出があった場合は検査標章及び限定自動車検査証を出力するものとする。</u>	(1) (略) (2) 電子情報処理システムに申請書を投入し、自動車検査証、自動車予備検査証又は限定自動車検査証を出力し、<u>印字</u>するものとする。 この場合において、自動車検査証、自動車予備検査証又は限定自動車検査証（その1）の備考欄に再交付の旨を<u>印字</u>するものとする。 6-23-3 自動車検査証、自動車予備検査証又は限定自動車検査証の交付 申請書と電子情報処理システムから出力し、<u>印字</u>した自動車検査証、自動車予備検査証又は限定自動車検査証と照合したうえ、交付するものとする。 この場合において、旧自動車検査証、旧自動車予備検査証又は旧限定自動車検査証が提出されたときは、当該自動車検査証等には受付日付印等を押印するなどにより無効の措置を講ずるものとする。 6-24 検査標章の再交付 6-24-1 必要な書面 <u>(1)</u> 6-8-2 に規定する申請書等の受理にあたっては、次に掲げる書面の記載内容を確認するものとする。なお、き損し、又はその識別が困難となったことを事由とするときは、当該検査標章の提出を求めること。 ①～④ (略) 6-24-2 受付日付印の押印及び処理 (1) (略) (2) 電子情報処理システムに申請書を投入し、<u>自動車検査証又は限定自動車検査証及び検査標章を出力し、印字</u>するものとする。 <u>この場合において、自動車検査証又は限定自動車検査証（その1）の備考欄に再交付の旨及びその年月日を印字するものとする。</u> <u>また、他の事務所等が管轄する自動車の検査標章を再交付したときは、自動車検査証又は限定自動車検査証の備考欄に再交付の旨、その年月日及び再交付した事務所名を印字するものとする。</u>
---	--

6-24-3 検査標章の交付 申請書と自動車検査証又は電子情報処理システムから出力した限定自動車検査証を照合したうえ、交付するものとする。 この場合において、旧限定自動車検査証には受付日付印等を押印するなどにより無効の措置を講ずるものとする。 6-25 光ディスクによる申請 6-25-1 必要な書面 6-8-2 に規定する申請書等の受理にあたっては、次に掲げる光ディスクの記録内容及び書面の記載内容を確認するものとする。 (1) (略) (2) 自動車検査証変更記録申請（氏名・名称、住所又は使用の本拠の位置のいずれかに変更がある場合に限る。） ①～③ (略) (3) (略) 6-25-2 受付日付印の押印及び処理 (1)～(2) (略) (3) 電子情報処理システムに光ディスクを投入し、車両番号を指定後（6-25-1(1)及び6-25-1(2)（使用の本拠の位置の変更により車両番号の変更を要するものに限る。））に、自動車検査証又は自動車検査証返納証明書を出力するものとする。 6-25-3 自動車検査証又は自動車検査証返納証明書の交付 完成検査終了証の記載内容（6-25-1(1)の規定によるものに限る。）、光ディスク申請一覧及び添付資料と電子情報処理システムから出力した自動車検査証又は自動車検査証返納証明書と照合したうえ、自動車検査証又は自動車検査証返納証明書を交付するものとする。 この場合において、旧自動車検査証又は旧限定自動車検査証には受付	6-24-3 検査標章の交付 申請書と電子情報処理システムから印字した自動車検査証又は限定自動車検査証を照合したうえ、交付するものとする。 この場合において、旧自動車検査証又は旧限定自動車検査証には受付日付印等を押印するなどにより無効の措置を講ずるものとする。 6-25 光ディスクによる申請 6-25-1 必要な書面 6-8-2 に規定する申請書等の受理にあたっては、次に掲げる光ディスクの記録内容及び書面の記載内容を確認するものとする。 (1) (略) (2) 自動車検査証記入申請（氏名・名称、住所又は使用の本拠の位置のいずれかに変更がある場合に限る。） ①～③ (略) (3) (略) 6-25-2 受付日付印の押印及び処理 (1)～(2) (略) (3) 電子情報処理システムに光ディスクを投入し、車両番号を指定後（6-25-1(1)及び6-25-1(2)（使用の本拠の位置の変更により車両番号の変更を要するものに限る。））に、自動車検査証又は自動車検査証返納証明書を出力し、印字するものとする。 6-25-3 自動車検査証又は自動車検査証返納証明書の交付 完成検査終了証の記載内容（6-25-1(1)の規定によるものに限る。）、光ディスク申請一覧及び添付資料と電子情報処理システムから出力し、印字した自動車検査証又は自動車検査証返納証明書と照合したうえ、自動車検査証又は自動車検査証返納証明書を交付するものとする。 この場合において、旧自動車検査証又は旧限定自動車検査証には受付
--	---

日付印等を押印するなどにより無効の措置を講ずるものとする。 第7章 電子情報処理組織による軽自動車検査ファイルへの記録 7-1 (略) 7-2 電子情報処理システムへの入力 電子情報処理システムへの入力は、OCR、光ディスク又は電気通信回線を通じて行うものとする。 7-3～7-5 (略) 第8章 (略) 第9章 雑則 9-1 (略) 9-2 申請書等の保存期間 申請書等の保存は以下によるものとし、申請書等の保存期間の起算日は申請届出された日以後、初めて迎える4月1日とする。 <table border="1"> <tr> <th>保存期間</th><th>申請書等（添付書面を含む。）</th></tr> <tr> <td>5年</td><td>①解体届出書（返納と同時届出を含む。） ②自動車重量税納付書 ③自動車重量税還付申請書 ④被災した車両に係る自動車重量税の特例的な還付申請書</td></tr> <tr> <td>3年</td><td>①新規検査申請書 ②予備検査申請書 ③自動車予備検査証に基づく自動車検査証交付申請書</td></tr> <tr> <td>2年</td><td>①継続検査申請書（臨時検査を含む。） ②自動車検査証<u>変更記録</u>申請書（構造等変更検査及び予備検査を含む。）</td></tr> </table>	保存期間	申請書等（添付書面を含む。）	5年	①解体届出書（返納と同時届出を含む。） ②自動車重量税納付書 ③自動車重量税還付申請書 ④被災した車両に係る自動車重量税の特例的な還付申請書	3年	①新規検査申請書 ②予備検査申請書 ③自動車予備検査証に基づく自動車検査証交付申請書	2年	①継続検査申請書（臨時検査を含む。） ②自動車検査証 <u>変更記録</u> 申請書（構造等変更検査及び予備検査を含む。）	日付印等を押印するなどにより無効の措置を講ずるものとする。 第7章 電子情報処理組織による軽自動車検査ファイルへの記録 7-1 (略) 7-2 電子情報処理システムへの入力 電子情報処理システムへの入力は、OCR、光ディスク又は電気通信回線を通じて行<u>い、その出力は印字することにより行</u>うものとする。 7-3～7-5 (略) 第8章 (略) 第9章 雑則 9-1 (略) 9-2 申請書等の保存期間 申請書等の保存は以下によるものとし、申請書等の保存期間の起算日は申請届出された日以後、初めて迎える4月1日とする。 <table border="1"> <tr> <th>保存期間</th><th>申請書等（添付書面を含む。）</th></tr> <tr> <td>5年</td><td>①解体届出書（返納と同時届出を含む。） ②自動車重量税納付書 ③自動車重量税還付申請書 ④被災した車両に係る自動車重量税の特例的な還付申請書</td></tr> <tr> <td>3年</td><td>①新規検査申請書 ②予備検査申請書 ③自動車予備検査証に基づく自動車検査証交付申請書</td></tr> <tr> <td>2年</td><td>①継続検査申請書（臨時検査を含む。） ②自動車検査証<u>記入</u>申請書（構造等変更検査及び予備検査を含む。）</td></tr> </table>	保存期間	申請書等（添付書面を含む。）	5年	①解体届出書（返納と同時届出を含む。） ②自動車重量税納付書 ③自動車重量税還付申請書 ④被災した車両に係る自動車重量税の特例的な還付申請書	3年	①新規検査申請書 ②予備検査申請書 ③自動車予備検査証に基づく自動車検査証交付申請書	2年	①継続検査申請書（臨時検査を含む。） ②自動車検査証 <u>記入</u> 申請書（構造等変更検査及び予備検査を含む。）
保存期間	申請書等（添付書面を含む。）																
5年	①解体届出書（返納と同時届出を含む。） ②自動車重量税納付書 ③自動車重量税還付申請書 ④被災した車両に係る自動車重量税の特例的な還付申請書																
3年	①新規検査申請書 ②予備検査申請書 ③自動車予備検査証に基づく自動車検査証交付申請書																
2年	①継続検査申請書（臨時検査を含む。） ②自動車検査証 <u>変更記録</u> 申請書（構造等変更検査及び予備検査を含む。）																
保存期間	申請書等（添付書面を含む。）																
5年	①解体届出書（返納と同時届出を含む。） ②自動車重量税納付書 ③自動車重量税還付申請書 ④被災した車両に係る自動車重量税の特例的な還付申請書																
3年	①新規検査申請書 ②予備検査申請書 ③自動車予備検査証に基づく自動車検査証交付申請書																
2年	①継続検査申請書（臨時検査を含む。） ②自動車検査証 <u>記入</u> 申請書（構造等変更検査及び予備検査を含む。）																

③自動車検査証返納届出書 ④自動車検査証返納証明書交付申請書 ⑤輸出予定届出証明書交付申請書 ⑥輸出予定届出証明書返納届出書 ⑦再輸入見込届出書 ⑧自動車検査証返納後の所有者変更記録申請書 ⑨検査記録事項等証明書交付請求書 ⑩自動車検査証・検査標章・限定自動車検査証・自動車予備検査証再交付申請書 ⑪解体等届出書 ⑫輸出届出書 ⑬非課税証明書	③自動車検査証返納届出書 ④自動車検査証返納証明書交付申請書 ⑤輸出予定届出証明書交付申請書 ⑥輸出予定届出証明書返納届出書 ⑦再輸入見込届出書 ⑧自動車検査証返納後の所有者変更記録申請書 ⑨検査記録事項等証明書交付請求書 ⑩自動車検査証・検査標章・限定自動車検査証・自動車予備検査証再交付申請書 ⑪解体等届出書 ⑫輸出届出書 ⑬非課税証明書				
9-3～9-4（略） ※2-7（2）～（4）へ移動	9-3～9-4（略） 別表 1（検査の実施方法）（2-7 関係） <table border="1"> <thead> <tr> <th>検査の種別</th><th>検査の実施の方法</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新規検査及び予備検査</td><td> 1 構造に関する検査 次に掲げる事項について、画像取得装置、巻尺、重量計、傾斜角度測定機等を用いて検査するものとする。この場合において、(1)、(3)（車両重量に限る。）及び(4)に掲げる事項以外の事項については、道路運送車両の保安基準に適合するかどうかを視認等により容易に判定することができるときに限り、視認等により検査することができる。ただし、発行後 9 月を経過した完成検査終了証（完成検査終了証に記載すべき事項が電磁的方法により登録情報処理機関に提供された場合を含む。）、登録識別情報等通知書又は自動車検査証 </td></tr> </tbody> </table>	検査の種別	検査の実施の方法	新規検査及び予備検査	1 構造に関する検査 次に掲げる事項について、画像取得装置、巻尺、重量計、傾斜角度測定機等を用いて検査するものとする。この場合において、(1)、(3)（車両重量に限る。）及び(4)に掲げる事項以外の事項については、道路運送車両の保安基準に適合するかどうかを視認等により容易に判定することができるときに限り、視認等により検査することができる。ただし、発行後 9 月を経過した完成検査終了証（完成検査終了証に記載すべき事項が電磁的方法により登録情報処理機関に提供された場合を含む。）、登録識別情報等通知書又は自動車検査証
検査の種別	検査の実施の方法				
新規検査及び予備検査	1 構造に関する検査 次に掲げる事項について、画像取得装置、巻尺、重量計、傾斜角度測定機等を用いて検査するものとする。この場合において、(1)、(3)（車両重量に限る。）及び(4)に掲げる事項以外の事項については、道路運送車両の保安基準に適合するかどうかを視認等により容易に判定することができるときに限り、視認等により検査することができる。ただし、発行後 9 月を経過した完成検査終了証（完成検査終了証に記載すべき事項が電磁的方法により登録情報処理機関に提供された場合を含む。）、登録識別情報等通知書又は自動車検査証				

返納証明書の提出若しくは提示がある自動車（8に掲げるものを除く。）については、(1)、(3)（車両重量に限る。）及び(4)に掲げる事項についても、同様とする。

(1)長さ、幅及び高さ

(2)最低地上高

(3)車両重量及び車両総重量

(4)車輪にかかる荷重

(5)車輪にかかる荷重の車両重量及び車両総重量に対する割合

(6)最大安定傾斜角度

(7)最小回転半径

(8)接地部及び接地圧

2 装置に関する検査（その1）

次の表の左欄に掲げる事項について、同表の右欄に掲げる器具を用いて検査するものとする。この場合において、(1)、(2)及び(9)に掲げる事項については、当該器具を用いて検査することが困難であるときに限り、走行その他の適切な方法により、(3)及び(6)から(8)までに掲げる事項については、道路運送車両の保安基準に適合するかどうかを視認等により容易に判定することができるときに限り視認等により、それぞれ検査することができる。

<u>(1)かじ取車輪の整列状態</u>	<u>サイドスリップ・テスト</u>
<u>(2)制動装置の性能及び制動能力</u>	<u>ブレーキ・テスト</u>
<u>(3)自動車が発する騒音の大</u>	<u>音量計</u>

		<u>きさ</u>	
		<u>(4)自動車から排出される一酸化炭素の濃度</u>	<u>一酸化炭素測定器</u>
		<u>(5)自動車から排出される炭化水素の濃度</u>	<u>炭化水素測定器</u>
		<u>(6)自動車から排出される黒煙の汚染度</u>	<u>黒煙測定器</u>
		<u>(7)前照灯の明るさ及び主光軸の向き</u>	<u>前照灯試験機</u>
		<u>(8)警音器の音の大きさ</u>	<u>音量計</u>
		<u>(9)速度計の指度の誤差</u>	<u>速度計試験機</u>
		<u>(10)車載式故障診断装置の診断結果の読み出し</u>	<u>検査用スキャンツール</u>
		<u>3 装置に関する検査（その2）</u>	
		<u>次に掲げる装置について、亀裂、がた、取付けの緩みの有無等を検査用ハンマ等を用いて検査するものとする。この場合において、道路運送車両の保安基準に適合するかどうかを視認等により容易に判定することができる。と</u> <u>きに限り、視認等により検査することができる。</u>	
<u>(1)動力伝達装置</u>			
<u>(2)走行装置</u>			
<u>(3)操縦装置</u>			
<u>(4)制動装置</u>			
<u>(5)緩衝装置</u>			
<u>(6)燃料装置</u>			
<u>(7)車枠及び車体</u>			

		<u>(8)連結装置</u> <u>(9)物品積載装置</u> <u>(10)内圧容器及びその附属装置</u> <u>4 装置に関する検査（その3）</u> <u>次に掲げる装置について、視認その他適切な方法により検査するものとする。</u> <u>(1)原動機</u> <u>(2)電気装置</u> <u>(3)乗車装置</u> <u>(4)前面ガラスその他の窓ガラス</u> <u>(5)騒音防止装置</u> <u>(6)ばい煙等の発散防止装置</u> <u>(7)灯火装置及び反射器</u> <u>(8)警報装置</u> <u>(9)指示装置</u> <u>(10)視野を確保する装置</u> <u>(11)走行距離計その他の計器</u> <u>(12)防火装置</u> <u>(13)運行記録計</u> <u>(14)速度表示装置</u> <u>(15)自動運行装置</u> <u>5 乗車定員又は最大積載量の算定</u> <u>次に掲げる構造に関する事項及び装置についての検査の結果に基づき、乗車定員又は最大積載量を算定するものとする。</u> <u>(1)構造に関する事項</u> <u>1の(2)から(6)まで及び(8)に掲げる事項</u>
--	--	---

		<u>(2) 装置</u> <u>3 の(1)から(5)まで及び(7)から(9)まで掲げる装置並びに 4 の(1)及び(3)に掲げる装置</u> <u>6 完成検査終了証又は出荷検査証の提出がある検査型式指定自動車及び多仕様自動車は、次に掲げる全ての要件を満足するものについては、2（多仕様自動車にあっては、(1) から (9) までに掲げる事項について当該器具を用いて検査する装置が多仕様自動車として認証を受けた範囲に含まれているものに限る。）、3（多仕様自動車は（8）を除く）の検査を提出書面の審査に代えることができる。</u> <u>ただし、提出のあった書面又は当該自動車の構造・装置の内容に疑義が生じ、検査を代えることが妥当ではないと判断する場合はこの限りではない。</u> <u>(1) 型式指定自動車</u> <u>①完成検査終了証（発行後 9 月を経過しないものに限る。）があること</u> <u>②当該自動車に係る構造・装置について変更がないこと（諸元表に記載される事項に変更のない軽微な装置の変更を除く。）</u> <u>③新規検査等届出書の「前照灯の明るさ及び主光軸の向き測定」欄に○印が付されていること（被牽引自動車を除く。）</u> <u>(2) 多仕様自動車</u> <u>①出荷検査証（発行後 11 月を経過しないものに限る。）があること</u> <u>②当該自動車の別記様式の表中に記載されている項目</u>
--	--	--

	のうち「16 かじ取り装置」、「21 制動装置(貨物)」、「22 制動装置(乗用)」、「75 騒音」、「77 排出ガス」、「78 排出ガス」、「85 前照灯」、「118 警音器の音圧」及び「130 速度計」に○印が付されている装置に変更がないこと。 ③新規検査等届出書の「前照灯の明るさ及び主光軸の向き測定」欄に○印が付されていること（被牽引自動車を除く。） 7 自動車検査証返納証明書の提出若しくは提示及び保安基準適合証の提出（法第 94 条の 5 第 9 項の規定により申請書への記載をもって提出に代える場合（継続検査に係る場合を除く。）を含む。以下この号において同じ。）がある自動車の検査 自動車検査証返納証明書の提出若しくは提示及び保安基準適合証の提出がある自動車については、当該自動車検査証返納証明書及び保安基準適合証（法第 94 条の 5 第 2 項の規定により登録情報処理機関に提供される保安基準適合証に記載すべき事項を含む。）を審査することにより検査するものとする。 8 限定保安基準適合証の提出及び限定自動車検査証の提出がある自動車の検査 限定保安基準適合証の提出及び限定自動車検査証の提出がある自動車については、当該限定保安基準適合証及び限定自動車検査証を審査することにより検査するものとする。 継続検査 1 構造に関する検査（その 1） 次に掲げる事項が当該自動車検査証の記載事項と同一であるかどうかを視認等により検査するものとする。
--	---

	<u>(1)長さ、幅及び高さ</u> <u>(2)車両重量及び車両総重量</u> <u>2 構造に関する検査（その2）</u> <u>次に掲げる事項について、視認その他適切な方法により検査するものとする。</u> <u>(1)最低地上高</u> <u>(2)最大安定傾斜角度</u> <u>(3)最小回転半径</u> <u>3 装置に関する検査</u> <u>新規検査及び予備検査に係る実施の方法に準じて検査するものとする。</u> <u>4 保安基準適合証の提出がある検査</u> <u>保安基準適合証の提出（法第94条の5第9項の規定により申請書への記載をもって提出に代える場合（継続検査に係る場合に限る。）を含む。以下この号において同じ。）がある自動車については、当該保安基準適合証（法第94条の5第2項の規定により登録情報処理機関に提供される保安基準適合証に記載すべき事項を含む。）を審査することにより検査するものとする。</u> <u>5 限定保安基準適合証の提出及び限定自動車検査証の提出がある検査</u> <u>限定保安基準適合証の提出及び限定自動車検査証の提出がある自動車については、当該限定保安基準適合証及び限定自動車検査証を審査することにより検査するものとする。</u> <u>臨時検査及び 構造等変更検</u> <u>1 道路運送車両の保安基準に適合していないおそれがあると認められる部分について、新規検査及び予備検</u>
--	--

別表

改造自動車等の届出先及び添付資料等一覧表

(略)					
-----	--	--	--	--	--

備考（1）～（2）（略）

（注 1）届出先が事務所となっているものは、主管においても取扱う。また、改造内容が複数となり、届出先が主管と事務所になる場合は主管に届出するものとする。

（注 2）～（注 13）（略）

様式 1～様式 7-7（略）

査

査に係る検査の実施の方法に準じて検査するものとする。

2 前号の検査のほか、継続検査に係る検査の実施の方法に準じて検査するものとする。

別表 2

改造自動車等の届出先及び添付資料等一覧表

(略)					
-----	--	--	--	--	--

備考（1）～（2）（略）

（注 1）書面審査の事務所となっているものは、主管においても取扱う。また、書面審査が主管となる場合は主管に届出とするものとする。

（注 2）～（注 13）（略）

様式 1～様式 7-7（略）

様式 8

解体届出(重量税還付申請なし)の届出送付票

届出書類の不備(記載漏れ、誤記載等)を防ぐため、下記事項について記入及びチェックのうえ、届出書類とともに送付してください。

- 解体届出とは、既に一時使用中止の手続きを行い、その後、当該自動車をストック(解体)にしたときに行う手続きです。
- ※車検の残存期間が1ヶ月以上ある場合は、解体届出と同時に自動車重量税還付申請を行うことにより、還付を受けることができます。
- 自動車検査証の交付を受けている軽自動車の解体届及び重量税還付申請を行うものにつきましては、送付による取扱いが行っておりませんので、取扱窓口をご確認のうえ、事務所又は支所の窓口へ申請してください。

届出者	チェック項目	チェック欄	軽自動車検査協会所属 矯正等のご連絡
1.	自動車検査証送納届出の手続きが行われていますか？	はい ☐	不備事項
2.	使用済自動車を引取った事業者(引取業者)から解体が完了した旨(解体報告)の連絡がありましたか？	はい ☐	不備事項
3.	解体届の記入欄は黒色で記入し、記載漏れ、誤記はありますか？	① 車検番号 ② 車検年度 ③ 車検有効期限 ④ 車検有効期限の満了日 はい ☐	不備事項
4.	解体届の届出者/申請者(所有者)の記入欄は黒色で記入し、記載漏れ、誤記はありますか？ (訂正箇所は線線で抹消されていますか？)	届出者/申請者(所有者)の氏名又は住所 住所 申請者/引取業者の氏名又は住所 はい ☐	不備事項
5.	重量税還付申請の有無の欄に「0」が記載されていますか？ (※重量税還付期間が1ヶ月以上ある場合でも自動車重量税が還付されません。)	はい ☐	不備事項
6.	還付用封筒に宛先及び切手の貼付はありますか？ 還付用封筒に宛先を記載し、切手(円分)を貼ってください。 なお、送付用、返信用ともにA4サイズが必ず入る(角2)封筒を使用して下さい。	返信用封筒 宛先 切手 はい ☐	不備事項
7.	封筒内容物(送付するもの)の確認	申請書 返信用封筒 送付票(本紙) はい ☐	不備事項

※ 注意事項 (必ずお読み下さい。)

- 送付による解体届出を行える軽自動車は、次のすべての条件を満たしていること。
 - 自動車検査証送納届出の手続きが行われていること。
 - 重量税還付申請がないこと。(解体届出後の重量税還付申請はできません。)
 - 使用済自動車を引取った事業者(引取業者)から解体が完了した旨(解体報告)の連絡がなされた軽自動車であること。
- 送付に係る費用(返信用を主)は、届出者の負担となります。
 - ※車検不備(記載漏れ、誤記載)等の場合であっても返信用送付費用を使用いたします。
 - 矯正後に再度送付を行う際には、あらかじめ返信用封筒が必要となります。
- ※事務所、支所の窓口へ届出書を提出される場合は、当日帰属させて頂いておりますが、送付による場合は、帰属に時間を要します。
- ※自動車重量税還付申請(車検有効期限が1ヶ月以上ある場合に限り)は、の届出につきましても、届出用ホームページをご確認ください。
なお、重量税還付申請を行う場合は、解体届出と同時に窓口へ申請してください。(解体届出後の重量税還付申請はできません。)

※ お手数ですが、特約の記載をお願いします。
下記の事項の解体届出について、送付により届出ます。

年	月	日	届出(申請)者の氏名又は名称	住所	電話番号
車検年度					
車検年度					

軽自動車検査協会使用欄(返信用連絡)

上記の解体届出について書類をご送付いただきましたが、解体届出の届出送付票お預け「矯正等の連絡欄」のとおり不備がございましたので、ご連絡いたします。
ご送付いただきました書類一式をご返送いたしますので、お手数ですが、矯正のうえ再度届出されるか、廃等の処分を事務所窓口へ送付してください。
なお、再度送付される場合は、返信用封筒(返信用)が必要となります。

この度、ご送付いただきました届出・申請につきましては、送付による取扱いを行っておりません。
ご送付いただきました書類一式をご返送いたしますので、お手数ですが、申請窓口をご確認のうえ、協会事務所窓口へ申請してください。

(取扱連絡先) 〒108-0075 東京都港区港南3-3-7 軽自動車検査協会 解体届出受付窓口
TEL 03-6433-1555 応答時間 8:45~17:00(土・日・祝日・12/29~1/3を除く)

様式 8

解体届出(自動車重量税還付申請なし)の送付申請送付票

申請書類の不備(記載漏れ、誤記載等)を防ぐため、下記事項について記入及びチェックのうえ、申請書類とともに送付して下さい。

- 解体届出とは、既に一時使用中止の手続きを行い、その後、当該自動車ををストック(解体)にしたときに行う手続きです。
- ※車検の残存期間が1ヶ月以上ある場合は、解体届出と同時に自動車重量税還付申請を行うことにより、還付を受けることができます。
- 自動車検査証の交付を受けている軽自動車の解体届及び重量税還付申請を行うものにつきましては、送付による取扱いが行っておりませんので、取扱窓口をご確認のうえ、事務所又は支所の窓口へ申請してください。

届出者・申請者	チェック項目	チェック欄	軽自動車検査協会所属 矯正等のご連絡
1.	自動車検査証送納届出の手続きが行われていますか？	はい ☐	確認/不備事項
2.	使用済自動車を引取った事業者(引取業者)から解体が完了した旨(解体報告)の連絡がありましたか？	はい ☐	確認/不備事項
3.	解体届の記入欄は黒色で記入し、記載漏れ、誤記はありますか？	① 車検番号 ② 車検年度 ③ 車検有効期限 ④ 車検有効期限の満了日 はい ☐	確認/不備事項
4.	解体届の届出者/申請者(所有者)の記入欄はボールペンで記入し、記載漏れ、誤記はありますか？	届出者/申請者(所有者)の氏名又は住所 住所 申請者/引取業者の氏名又は住所 はい ☐	確認/不備事項
5.	重量税還付申請の有無の欄に「0」が記載されていますか？ (※重量税還付期間が1ヶ月以上ある場合でも自動車重量税が還付されません。)	はい ☐	確認/不備事項
6.	還付用封筒に宛先及び切手の貼付はありますか？ 還付用封筒に宛先を記載し、切手(円分)を貼ってください。 なお、送付用、返信用ともにA4サイズが必ず入る(角2)封筒を使用して下さい。	返信用封筒 宛先 切手 はい ☐	確認/不備事項
7.	封筒内容物(送付するもの)の確認	申請書 返信用封筒 送付票(本紙) はい ☐	確認/不備事項

※ 注意事項 (必ずお読み下さい。)

- 送付による解体届出を行える軽自動車は、次のすべての条件を満たしていること。
 - 自動車検査証送納届出の手続きが行われていること。
 - 重量税還付申請がないこと。(解体届出後の重量税還付申請はできません。)
 - 使用済自動車を引取った事業者(引取業者)から解体が完了した旨(解体報告)の連絡がなされた軽自動車であること。
- 送付に係る費用(返信用を主)は、届出者の負担となります。
 - ※車検不備(記載漏れ、誤記載)等の場合であっても返信用送付費用を使用いたします。
 - 矯正後に再度送付を行う際には、あらかじめ返信用封筒が必要となります。
- ※事務所、支所の窓口へ届出書を提出される場合は、当日帰属させて頂いておりますが、送付による場合は、帰属に時間を要します。
- ※自動車重量税還付申請(車検有効期限が1ヶ月以上ある場合に限り)は、の届出につきましても、届出用ホームページをご確認ください。
なお、重量税還付申請を行う場合は、解体届出と同時に窓口へ申請してください。(解体届出後の重量税還付申請はできません。)

※ お手数ですが、特約の記載をお願いします。
下記の事項の解体届出について、送付により届出ます。

年	月	日	届出(申請)者の氏名又は名称	住所	電話番号
車検年度					
車検年度					

軽自動車検査協会使用欄(返信用連絡)

上記の解体届出について書類をご送付いただきましたが、解体届出の届出送付票お預け「矯正等の連絡欄」のとおり不備がございましたので、ご連絡いたします。
ご送付いただきました書類一式をご返送いたしますので、お手数ですが、矯正のうえ再度届出されるか、廃等の処分を事務所窓口へ送付してください。
なお、再度送付される場合は、返信用封筒(返信用)が必要となります。

この度、ご送付いただきました申請につきましては、送付による取扱いを行っておりません。
ご送付いただきました書類一式をご返送いたしますので、お手数ですが、申請窓口をご確認のうえ、協会事務所窓口へ申請してください。

(取扱連絡先) 〒108-0075 東京都港区港南3-3-7 軽自動車検査協会 解体届出受付窓口
TEL 03-6433-1555 応答時間 8:45~17:00(土・日・祝祭日・12/29~1/3を除く)

様式 9（略） 様式 10（改造自動車等審査結果通知書）表面（略） 第 10 号様式（裏面） 改造等の概要 （略） 注 1～注 2（略） 注 3：自動車検査証記録事項について変更が生じる場合は、当該事項の変更について道路運送車両法に基づく自動車検査証記録事項の変更が必要となります。（第 67 条関係） 様式 11～様式 13（略）	様式 9（略） 様式 10（改造自動車等審査結果通知書）表面（略） 第 10 号様式（裏面） 改造等の概要 （略） 注 1～注 2（略） 注 3：自動車検査証の記載事項について変更が生じる場合は、当該事項の変更について道路運送車両法に基づく自動車検査証の記載事項の変更が必要となります。（第 67 条関係） 様式 11～様式 13（略）
---	---

附 則〔令和 5 年 12 月 13 日協会規程第 14 号〕

1. この規程中 2-23 規定は、令和 5 年 12 月 21 日から、その他の規定は令和 6 年 1 月 1 日から施行する。
2. 改正前の様式 8 については、改正後の様式 8 にかかわらず、当分の間、これを使用することができる。
3. 令和 6 年 3 月 31 日以前に改造自動車等届出書が提出された自動車については、令和 5 年 12 月 13 日付け規程第 14 号による改正前の様式 10 によること
ができる。

別表（新）

別表

改造自動車等の届出先及び添付資料等一覧表

区分	届出先 (第1)	改造内容等	届出書	改造概要等説明書	添付資料														その他書面 (第12)										
					通又は改造試作車・組立車等審査結果通知書	車両を特定する資料	を技術基準等への適合性を証する書面	主要諸元要目表	保安基準適合検討書	電気装置の要目表	外観図	改造部分詳細図	装置の詳細図	車枠（車体）全体図	計算書					強度検討書									
															夜最大許容安定傾斜角	制動能力計算書	最小回転半径計算書	走行性能計算書		車枠（車体）	動力伝達装置	走行装置	制動装置	操縦装置	連結装置	電気装置			
					(第2)	(第3)	(第4)	(第5)	(第6)	(第7)	(第8)	(第9)	(第10)	(第11)	(第12)														
改造自動車等	事務所	(1)～①	車枠及び車体	フレーム(車枠)を有する自動車であって、フレームの変更を行うもの	○	○			○	○		○	○		※○		※○		○										△
		(1)～②		モノコック構造の車体の変更を行うもの	○	○			○	○		○	○		※○		※○		○										△
		(2)～①	原動機	型式の異なる原動機に変更するもの	○	○			○	○		○	※○		○						○								△
		(2)～②		燃焼装置を変更するもの	○	○			○	○		○		○	○							○							△
		(3)～①	動力伝達装置	プロペラシャフトの変更を行うもの	○	○			○	○		○		○	○							○							△
		(3)～②		ドライブシャフトの変更を行うもの	○	○			○	○		○		○	○							○							△
		(3)～③		トランスミッションの変更を行うもの	○	○			○	○		○		○	○														△
		(3)～④		駆動軸数の変更を行うもの	○	○			○	○		○		○	○														△
	(3)～⑤	駆動軸への動力伝達方式の変更を行うもの		○	○			○	○		○		○	○							○							△	
	主管	(4)～①	走行装置	走行方式の変更を行うもの	○	○			○	○		○		○	○			○				○							△
		(4)～②		フロント・アキスル又はリア・アキスルの変更を行うもの	○	○			○	○		○		○	○		※○						○						△
		(4)～③		軸数の変更を行うもの	○	○			○	○		○		○	○				※○										△
		(5)～①	操縦装置	かに取ハンドルの位置の変更を行うもの	○	○			○	○		○		○	○										○				△
		(5)～②		操縦軸数の変更を行うもの	○	○			○	○		○		○	○														△
		(5)～③		リンク装置の変更を行うもの	○	○			○	○		○		○	○				○				○						△
		(5)～④		かに取操作方式の変更を行うもの	○	○			○	○		○		○	○							○							△
		(6)	制動装置	制動方式の変更を行うもの	○	○			○	○		○		○	○				○						○				△
	事務所	(7)～①	緩衝装置	緩衝装置の種類の変更を行うもの	○	○			○	○		○		○	○		※○									○			△
		(7)～②		緩衝装置の懸架方式の変更を行うもの	○	○			○	○		○		○	○		※○										○		△
		(8)	連結装置	連結部の取付け又は連結部本体の変更を行うもの	○	○			○	○		○		○	○												○		△
		主管	(9)	燃料装置	燃料の種類を変更するもの	○	○			○	○		○		○	○													△
	(10)～①		電気装置	走行に係る駆動用蓄電池の変更を行うもの	○	○			○	○		○	○	○	※○													○	△
	(10)～②			充電装置の変更を行うもの	○	○			○	○		○	○	○	※○														△
	(10)～③				○	○			○	○		○	○	○	※○														△
試作車・組立車	主管	検査引自動車以外			○	○			○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△
事務所	検査引自動車			○	○			○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△
組立車	主管	検査引自動車以外			○	○			○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△
事務所	検査引自動車			○	○			○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△
試作車・組立車	主管	検査引自動車以外	(1)～①～(10)～②に該当する改造		○	○	○		△	※○	○	※△	○	※△	○	※△	△	※△	△	※△	△	※△	△	△	△	△	△	△	△
事務所	検査引自動車	(1)～①～(10)～②に該当する改造		○	○	○		△	※○	○	※△	○	※△	○	※△	△	※△	△	※△	△	※△	△	△	△	△	△	△	△	△

備考

(1) ①印は届出が必要な事項を示し、△印は基準の適用が除外されているなど特例が必要な場合には省略することができる事項を示す。

(2) 同一型式内に設定がある装置を取付方法等を変更することなく使用する場合には、添付資料のうち計算書及び強度検討書を省略することができる。この場合において、軸距又は轴距が異なることにより別型式としている自動車にあっては、同一型式内とみなして取扱うことができる。

(注1) 届出先が事務所となっているものは、主管において取扱う。また、改造内容が複数となり、届出先が主管と事務所になる場合は主管に届出するものとする。

(注2) 届出する自動車に関する資料として、自動車検査証、運転免許等の写しを添付する。また、複数台を届出の場合は、審査事務取扱別添4「改造自動車審査要領」の第5号様式の届出及び指定した車両であることが当該改造自動車から明確に判別できる資料を添付するものとする。

(注3) 改造部分及び改造部分に関連する装置について、保安基準に適合することを証する事項とする。ただし、対象外自動車又は製作年月日より適用を除外されている自動車は除く。

(注4) ①印は、試作車又は組立車の場合の主要関要素は、輸入自動車特別取扱制度別添「輸入自動車特別取扱要領」に準じた様式とする。

(注5) 改造自動車について、改造部分及び改造により影響を及ぼす部分の保安基準への適合性の検討を行うものとする。また、検討の結果、保安基準に適合させるために別途必要となる添付資料がある場合、必要となる添付資料の届出を求めるものとする。

試作車又は組立車の場合の保安基準適合検討書は、自動車型式認定実施要領別添2「新製自動車取扱要領」の別添第1項3(8)に準じたものとする。

(注6) ①印は、電動機の場合に添付する。

(注7) ①印は、改造部分詳細図の他、高圧正系統に関する①②の書面を添付する。

①電気図解図 ②感電保護対策に関するものとして車両に備えた各電気装置の相關図

(注8) 自動車型式認定実施要領別添2「新製自動車取扱要領」の別添第1項3(7)に準じたものとする。

(注9) 改造前後の比較ができる図面を添付する。(審査事務取扱別添4「改造自動車審査要領」3.(2)関係)

(注10) ①印は、条件が不利となる場合に添付する。

(注11) ①印は、ホイールベースを延長した場合に添付する。

(注12) ①印は、改造後においても、ホイールベース5.0m以下である自動車は省略することができる。(試作車・組立車の改造は除く)

(注13) ①印は、保安基準の適合性審査の必要に応じて添付するものとする。

(注14) ①印は、連結検討計算書等により確認できる場合は、提出されたものとして審査するものとする。

(注15) 強度検討は、改造部分及び改造により影響を及ぼす部分に係る装置についても必要に応じて添付するものとする。また、複数の形態で使用するものについては、該当する装置について全ての形態について添付するものとする。

(注16) 指定自動車等の原動機、一体化装置等防犯防止装置及び燃料装置を一式で載せたものについては、届出先を事務所と読み替える。

備考 (1) 〇印は提出が必要な書面を示し、△印は基準の適用が除外されているなど特例が必要な場合に省略することができる書面を示す。
(2) 同一型式内に設定がある装置を取付方法等を変更することなく使用する場合には、取付資料のうち検査書及び強度検討書を省略することができる。この場合において、運転又は操縦が機械が見えることにより型式としている自動車においては、同一型式内のみならず取付方法等である。
(注1) 届出先が事務所となっているものは、主管においても取扱う。また、改造内容が複数となり、届出先が主管と事務所になる場合は主管に届出するものとする。
(注2) 届出する自動車に関する資料として、自動車検査証、運転免許等が写しを添付する。また、複数台数届出の場合は、審査事務規程別添2「改造自動車審査要領」の第5号様式の届出及び限定した車両であることが当該改造自動車から明確に判別できる資料を添付するものとする。
(注3) 改造部分及び改造部分に関連する装置について、保安基準に適合することを証する書面とする。ただし、対象外自動車又は製作年月日により適用を除外されている自動車は除く。
(注4) 市印は、製作車又は組立車の場合の主要諸元要目表は、輸入自動車特別取扱制度別添「輸入自動車特別取扱要領」に準じた様式とする。
(注5) 改造自動車について、改造部分及び改造により影響を及ぼす部分の保安基準への適合性の検討を行うものとする。また、検討の結果、保安基準に適合させるために別途必要となる取付資料がある場合、必要となる取付資料の提出を求めるものとする。
製作車又は組立車の場合の保安基準適合検討書は、自動車型式認定実施要領別添2「新製自動車取扱要領」の別添第1項3(8)に準じたものとする。
(注6) 市印は、電動機の場合に添付する。
(注7) 製作車・組立車の改造電気検算書、改造部分及び改造により影響を及ぼす部分に係る装置についても必要に応じて添付するものとする。また、複数の形態で使用する場合については、該当する装置について全ての形態について添付するものとする。
(注8) 製作車・組立車の改造電気検算書は、必要に応じて、自動車製作者からの委任状を添付するものとする。
(注9) 市印は、改造部分詳細図の他、高圧系統に関する表の①②の書面を添付する。
①電気回路図 ②感電保護対策に関するものとして車両に備えた各電気装置の相関図
(注10) 自動車型式認定実施要領別添2「新製自動車取扱要領」の別添第1項3(7)に準じたものとする。
(注11) 改造前後の比較ができる図面を添付する。(審査事務規程別添2「改造自動車審査要領」3.(2)関係)
(注12) 市印は、条件が不利となる場合に添付する。
(注13) 市印は、改造後においても、ホイールベース5.0m以下である自動車は省略することができる。(製作車・組立車の改造は除く)
(注14) 市印は、改造後においても、ホイールベース5.0m以下である自動車は省略することができる。
(注15) 市印は、保安基準の適合性審査の必要に応じて添付するものとする。
(注16) 市印は、改造部分及び改造により影響を及ぼす部分に係る装置についても必要に応じて検討するものとする。また、複数の形態で使用する場合については、該当する装置について全ての形態について添付するものとする。
(注17) 指定自動車等の原動機、一酸化炭素等吸着防止装置及び燃料装置を一式で載せ換えたものについては、届出先を事務所と読み替える。

別表 (旧別表 2)

別添2

改造自動車等の届出先及び届付資料等一覧表

区分	届出先	改造内容等	届出書	改造変更等説明書	部 付 資 料																その他書類					
					新車改造又は自動車改造等、警備立証等通知等通知	車両を特定する資料	技術基準等への適合	主要諸元要目表	保安基準適合性検査	電気装置の要目表	外観	改造部分詳細図	装置の詳細図	車枠（車体）全体図	計算書				強度検討書							
															最大許容力計算書	最小回転半径計算書	走行性能計算書	車枠（車体）	動力伝達装置	走行装置		操縦装置	制動装置	機密装置	連結装置	電気装置
						(第2)	(第3)	(第4)	(第5)	(第6)	(第7)	(第8)	(第9)	(第10)	(第11)	(第12)							(第13)			
改造	事務所	(1)～①	車枠及び車体	フレーム(車枠)を有する自動車であって、フレームの変更を行うもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						△			
		(1)～②		マノコック構造の車体の変更を行うもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						△			
		(2)～①	原動機	型式の異なる原動機に変更するもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○					△			
		(2)～②		総排気量を変更するもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○					△			
		(3)～①		プロペラシャフトの変更を行うもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○					△			
		(3)～②		ドライブシャフトの変更を行うもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○					△			
		(3)～③	動力伝達装置	トランスミッションの変更を行うもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○										△			
		(3)～④		駆動軸の変更を行うもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○									△			
		(3)～⑤		駆動軸への動力伝達方式の変更を行うもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○					△			
	主管	(4)～①	走行装置	走行方式の変更を行うもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○							△			
事務所	(4)～②	フロント・アスナル又はリヤ・アスナルの変更を行うもの		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						△				
	(4)～③	軸数の変更を行うもの		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						△				
主管	(5)～①	操縦装置		おに取ハンドルの位置の変更を行うもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○			△			
	(5)～②		操縦軸数の変更を行うもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						○			△				
	事務所		(5)～③	リンク装置の変更を行うもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○				○		△			
			(5)～④	おに取操作方式の変更を行うもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						○			△			
自動車	事務所	(6)	制動装置	制動方式の変更を行うもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○				○		△			
		(7)～①	継業装置	継業装置の機能の変更を行うもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○		△			
		(7)～②		継業装置の駆動方式の変更を行うもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○		△			
		(8)	連結装置	連結部の取付け又は連結部本体の変更を行うもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○							○	△			
	主管	(9)	燃料装置	燃料の機能を変更するもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○								△			
		(10)～①	電気装置	走行に係る駆動用蓄電池の変更を行うもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○								○	△		
				(10)～②	充電装置の変更を行うもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○									△	
製作車・組立車	主管・事務局	製作車又は組立車以外、警察引自動車	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△			
組立車	主管・事務局	組立車以外、警察引自動車	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△			
製作車・組立車	主管・事務局	製作車又は組立車以外、警察引自動車	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△			
	主管・事務局	組立車以外、警察引自動車	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△			
備考	(1)○は届出が必要となる事項であり、△は基準の適用が除外されているなど特例が必要ない場合には該当することである事項を示す。				(3)製作車・組立車の改造強度検討書は、改造部分及び改造により影響を及ぼす部分に係る強度についても必要に応じて添付するものとする。また、機密の形態で使用するものについては、該当する装置について全ての形態について添付するものとする。																					
	(2)同一型式内に設定がある装置を取付方法等を変更することなく使用する場合には、添付資料のうち計算書及び強度検討書は添付することができ、この場合において、制動又は排出が併用可能な同一型式内にある自動車においては、同一型式内のみ添付することができ、(4)製作車・組立車の改造届出を行うのは必要に応じて、自動車製作者からの委任状を添付するものとする。				(5)製作車・組立車の改造強度検討書の他、高電圧系統に関する次の①②の事項を添付する。																					
(3)① 保安基準の事務所となっているものは、主管においても取扱う。また、保安基準が主管となる場合は主管に届出するものとする。				(6)① 電気回路図、② 高電圧系統に関する事項については、車両に備えられた電気装置の取扱い																						
(4) 届出する自動車に関する資料として、自動車検査票、機密許可書等の写しを添付する。また、複数台数届出の場合は、警察事務規程別添47改造自動車審査要領の第5号様式の提出及び添付した車両であることが自明改造自動車から明確に判別できる資料を添付するものとする。				(7) ③ 改造前後の比較ができる図面を添付する。【警察事務規程別添47改造自動車審査要領】3.(2)関係																						
(5) 改造部分及び改造部分に関連する装置について、保安基準に適合することを証明する事項とする。ただし、対象外自動車又は製作年月日により適用が除外されている自動車は除く。				(8) ④ 車両は、条件が不利となる場合に添付する。																						
(6) ⑤ 車両は、ホイールベースを短縮した場合に添付する。				(9) ⑤ 車両は、ホイールベースを短縮した場合に添付する。																						
(7) ⑥ 車両は、改造後においても、ホイールベース5.0m以下である自動車は添付することができ、(製作車・組立車の改造は除く)				(10) ⑥ 保安基準の適合性審査の必要に応じて添付するものとする。																						
(8) ⑦ 改造自動車について、改造部分及び改造により影響を及ぼす部分の保安基準への適合性の検討を行うものとする。また、検討の結果、保安基準に適合させるために別途必要となる添付資料がある場合、必要となる添付資料の提出を求めるものとする。				(11) ⑦ 車両は、連結機対計算書等により確認できる場合は、提出されたものとして審査するものとする。																						
(9) 製作車又は組立車の保安基準適合性検査は、自動車型式認可実施要領別添21「新自動車取扱い要領」の別添第1項(3)に準じものとする。				(12) ⑧ 強度検討は、改造部分及び改造により影響を及ぼす部分に係る装置についても必要に応じて添付するものとする。また、機密の形態で使用するものについては、該当する装置について全ての形態について添付するものとする。																						
(10) ⑨ 車両は、電磁波の届出に添付する。				(13) ⑨ 指定自動車等の電磁波、一般化後等発熱防止装置及び燃料装置を一式で載せたものについては、届出先を事務局と読み替える。																						

解体届出(重量税還付申請なし)の届出送付票																																															
届出書類の不備(記載漏れ、誤記載等)を防ぐため、下記事項について記入及びチェックのうえ、届出書類とともに送付してください。 ・解体届出とは、既に一時使用中止の手続きを行い、その後、当該自動車をスクラップ(解体)にしたときに行う手続きです。 ・※車検の有効期間が1ヶ月以上ある場合は、解体届出と同時に自動車重量税還付申請を行うことにより、還付を受けることができます。 ・自動車検査証の交付を受けている軽自動車の解体届及び重量税還付申請を行うものにつきましては、送付による取扱いが行っておりませんので、取扱窓口をご確認のうえ、事務所又は支所の窓口へ申請してください。																																															
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">届出者</th> <th style="text-align: center;">チェック項目</th> <th style="text-align: center;">チェック欄</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7" style="text-align: center; vertical-align: middle;">1.</td> <td>自動車検査証送納届出の手続きが行われていますか？</td> <td style="text-align: center;">はい ☐</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2. 使用済自動車を引取った事業者(引取業者)から解体が完了した旨(解体報告)の連絡がありましたか？</td> <td style="text-align: center;">はい ☐</td> </tr> <tr> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">3. 解体届の記入欄は黒色で記入し、記載漏れ、誤記はありませんか？</td> <td>① 重量税還付 ② 重量税還付 ③ 重量税還付 ④ 重量税還付</td> <td style="text-align: center;">☐ ☐ ☐ ☐</td> </tr> <tr> <td>⑤ 重量税還付 ⑥ 重量税還付 ⑦ 重量税還付 ⑧ 重量税還付</td> <td style="text-align: center;">☐ ☐ ☐ ☐</td> </tr> <tr> <td>⑨ 重量税還付 ⑩ 重量税還付 ⑪ 重量税還付 ⑫ 重量税還付</td> <td style="text-align: center;">☐ ☐ ☐ ☐</td> </tr> <tr> <td>⑬ 重量税還付 ⑭ 重量税還付 ⑮ 重量税還付 ⑯ 重量税還付</td> <td style="text-align: center;">☐ ☐ ☐ ☐</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">4. 解体届の届出者/申請者(所有者)の記入欄は黒色で記入し、記載漏れ、誤記はありませんか？ (訂正箇所は緑線で抹消されていますか？)</td> <td>届出者/申請者(所有者) 住所</td> <td style="text-align: center;">☐ ☐</td> </tr> <tr> <td>申請者住所 住所</td> <td style="text-align: center;">☐ ☐</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">5. 80 重量税還付申請の有無の欄に「0」が記載されていますか？</td> <td>はい</td> <td style="text-align: center;">☐</td> </tr> <tr> <td>還付申請を行わない。 車検の有効期間が1ヶ月以上ある場合でも自動車重量税が還付されません。</td> <td style="text-align: center;">☐</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">6. 返還用封筒に氏名を記載し、切手(円分)を貼ってください。 なお、送付用、返還用ともにA4サイズが新らずに入る/角と封筒を併用して下さい。</td> <td>返還用封筒</td> <td style="text-align: center;">氏名 ☐ 切手 ☐</td> </tr> <tr> <td>申請書 返還用封筒 送付票(本紙)</td> <td style="text-align: center;">☐ ☐ ☐</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">7. 封筒内内容物(送付するもの)の確認</td> <td>申請書</td> <td style="text-align: center;">☐</td> </tr> <tr> <td>返還用封筒</td> <td style="text-align: center;">☐</td> </tr> </tbody> </table>	届出者	チェック項目	チェック欄	1.	自動車検査証送納届出の手続きが行われていますか？	はい ☐	2. 使用済自動車を引取った事業者(引取業者)から解体が完了した旨(解体報告)の連絡がありましたか？	はい ☐		3. 解体届の記入欄は黒色で記入し、記載漏れ、誤記はありませんか？	① 重量税還付 ② 重量税還付 ③ 重量税還付 ④ 重量税還付	☐ ☐ ☐ ☐	⑤ 重量税還付 ⑥ 重量税還付 ⑦ 重量税還付 ⑧ 重量税還付	☐ ☐ ☐ ☐	⑨ 重量税還付 ⑩ 重量税還付 ⑪ 重量税還付 ⑫ 重量税還付	☐ ☐ ☐ ☐	⑬ 重量税還付 ⑭ 重量税還付 ⑮ 重量税還付 ⑯ 重量税還付	☐ ☐ ☐ ☐	4. 解体届の届出者/申請者(所有者)の記入欄は黒色で記入し、記載漏れ、誤記はありませんか？ (訂正箇所は緑線で抹消されていますか？)	届出者/申請者(所有者) 住所	☐ ☐	申請者住所 住所	☐ ☐	5. 80 重量税還付申請の有無の欄に「0」が記載されていますか？	はい	☐	還付申請を行わない。 車検の有効期間が1ヶ月以上ある場合でも自動車重量税が還付されません。	☐	6. 返還用封筒に氏名を記載し、切手(円分)を貼ってください。 なお、送付用、返還用ともにA4サイズが新らずに入る/角と封筒を併用して下さい。	返還用封筒	氏名 ☐ 切手 ☐	申請書 返還用封筒 送付票(本紙)	☐ ☐ ☐	7. 封筒内内容物(送付するもの)の確認	申請書	☐	返還用封筒	☐	※軽自動車検査協会使用済 補正等のご連絡 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="height: 20px;">不備事項</td></tr> <tr><td style="height: 20px;">不備事項</td></tr> <tr><td style="height: 20px;">不備事項</td></tr> <tr><td style="height: 20px;">不備事項</td></tr> <tr><td style="height: 20px;">不備事項</td></tr> <tr><td style="height: 20px;">不備事項</td></tr> <tr><td style="height: 20px;">不備事項</td></tr> <tr><td style="height: 20px;">不備事項</td></tr> </table>	不備事項	不備事項	不備事項	不備事項	不備事項	不備事項	不備事項	不備事項
届出者	チェック項目	チェック欄																																													
1.	自動車検査証送納届出の手続きが行われていますか？	はい ☐																																													
	2. 使用済自動車を引取った事業者(引取業者)から解体が完了した旨(解体報告)の連絡がありましたか？	はい ☐																																													
	3. 解体届の記入欄は黒色で記入し、記載漏れ、誤記はありませんか？	① 重量税還付 ② 重量税還付 ③ 重量税還付 ④ 重量税還付	☐ ☐ ☐ ☐																																												
		⑤ 重量税還付 ⑥ 重量税還付 ⑦ 重量税還付 ⑧ 重量税還付	☐ ☐ ☐ ☐																																												
		⑨ 重量税還付 ⑩ 重量税還付 ⑪ 重量税還付 ⑫ 重量税還付	☐ ☐ ☐ ☐																																												
		⑬ 重量税還付 ⑭ 重量税還付 ⑮ 重量税還付 ⑯ 重量税還付	☐ ☐ ☐ ☐																																												
4. 解体届の届出者/申請者(所有者)の記入欄は黒色で記入し、記載漏れ、誤記はありませんか？ (訂正箇所は緑線で抹消されていますか？)	届出者/申請者(所有者) 住所	☐ ☐																																													
	申請者住所 住所	☐ ☐																																													
5. 80 重量税還付申請の有無の欄に「0」が記載されていますか？	はい	☐																																													
	還付申請を行わない。 車検の有効期間が1ヶ月以上ある場合でも自動車重量税が還付されません。	☐																																													
6. 返還用封筒に氏名を記載し、切手(円分)を貼ってください。 なお、送付用、返還用ともにA4サイズが新らずに入る/角と封筒を併用して下さい。	返還用封筒	氏名 ☐ 切手 ☐																																													
	申請書 返還用封筒 送付票(本紙)	☐ ☐ ☐																																													
7. 封筒内内容物(送付するもの)の確認	申請書	☐																																													
	返還用封筒	☐																																													
不備事項																																															
不備事項																																															
不備事項																																															
不備事項																																															
不備事項																																															
不備事項																																															
不備事項																																															
不備事項																																															
※ 注意事項 (必ずお読み下さい。) (1) 送付による解体届出を行える軽自動車は、次のすべての条件を満たしていること。 ※ 自動車検査証送納届出の手続きが行われていること。 ※ 重量税還付申請がないこと。(解体届出後の重量税還付申請はできません。) ※ 使用済自動車を引取った事業者(引取業者)から解体が完了した旨(解体報告)の連絡がなされた軽自動車であること。 (2) 送付に係る費用(返還用を要む) は、届出者の負担となります。 ※ 書類不備(記載漏れ、誤記載)等の場合であっても返還用送付費用を使用いたします。 補正後に再度郵送を行う際には、あらためて返還用封筒が必要となります。 (3) 事務所、支所の窓口へ届出書を提出される場合は、当日取置きを置いておきますが、送付による場合は、取置き時間外となります。 (4) 自動車重量税還付申請(車検有効期間が1ヶ月以上ある場合に限り)の詳細につきましては、国政府ホームページをご確認ください。 なお、重量税還付申請を行う場合は、解体届出と同時に窓口へ申請してください。(解体届出後の重量税還付申請はできません。) ※ お手数ですが、枠内の記載をお願いします。 下記の事項の解体届出について、送付により届出ます。																																															
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; text-align: center;">年 月 日</td> <td style="width: 70%;">届出者の氏名又は名称</td> </tr> <tr> <td>車両番号</td> <td>住所</td> </tr> <tr> <td>車台番号</td> <td>電話番号</td> </tr> </table>				年 月 日	届出者の氏名又は名称	車両番号	住所	車台番号	電話番号																																						
年 月 日	届出者の氏名又は名称																																														
車両番号	住所																																														
車台番号	電話番号																																														
軽自動車検査協会使用済(返還連絡欄) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;"> 上記の解体届出について書類をご送付頂きましたが、解体届出の届出送付票 お預け(補正等)の連絡欄のとおり不備がございましたので、ご連絡いたします。 ご送付頂きました書類一式をご返還いたしますので、お手数ですが、補正のうえ再度郵送されるか、 最寄りの協会事務所窓口へ提出してください。 なお、再度送付される場合は、返還用封筒(切手貼付)が必要となります。 </td> <td style="width: 30%; text-align: center;">書類不備等 ☐</td> </tr> <tr> <td> この度、ご送付頂きました届出・申請につきましては、送付による取扱いを行っておりません。 ご送付頂きました書類一式をご返還いたしますので、お手数ですが、申請窓口をご確認のうえ、 協会事務所窓口へ申請してください。 </td> <td style="text-align: center;">取扱対象外 ☐</td> </tr> </table>				上記の解体届出について書類をご送付頂きましたが、解体届出の届出送付票 お預け(補正等)の連絡欄のとおり不備がございましたので、ご連絡いたします。 ご送付頂きました書類一式をご返還いたしますので、お手数ですが、補正のうえ再度郵送されるか、 最寄りの協会事務所窓口へ提出してください。 なお、再度送付される場合は、返還用封筒(切手貼付)が必要となります。	書類不備等 ☐	この度、ご送付頂きました届出・申請につきましては、送付による取扱いを行っておりません。 ご送付頂きました書類一式をご返還いたしますので、お手数ですが、申請窓口をご確認のうえ、 協会事務所窓口へ申請してください。	取扱対象外 ☐																																								
上記の解体届出について書類をご送付頂きましたが、解体届出の届出送付票 お預け(補正等)の連絡欄のとおり不備がございましたので、ご連絡いたします。 ご送付頂きました書類一式をご返還いたしますので、お手数ですが、補正のうえ再度郵送されるか、 最寄りの協会事務所窓口へ提出してください。 なお、再度送付される場合は、返還用封筒(切手貼付)が必要となります。	書類不備等 ☐																																														
この度、ご送付頂きました届出・申請につきましては、送付による取扱いを行っておりません。 ご送付頂きました書類一式をご返還いたしますので、お手数ですが、申請窓口をご確認のうえ、 協会事務所窓口へ申請してください。	取扱対象外 ☐																																														
(取扱連絡先) 〒 108-0075 東京都港区港南3-3-7 軽自動車検査協会 解体届出受付窓口 TEL 03-6433-1555 応答時間 8:45~17:00(土・日・祝日・12/29~1/3を除く)																																															

解体届出(自動車重量税還付申請なし)の送付申請送付票

申請書類の不備(記載漏れ、誤記載等)を防ぐため、下記事項について記入及びチェックのうえ、申請書類とともに送付して下さい。

- ・解体届出とは、既に一時使用中止の手続きを行い、その後、当該自動車をスクラップ(解体)にしたときに行う手続きです。
- ・お客様の残存期間が1ヶ月以上ある場合は、解体届出と同時に自動車重量税還付申請を行うことにより、還付を受けることができます。
- ・自動車検査証の交付を受けている軽自動車の解体届及び重量税還付申請を行うものにつきましては、還付による取扱いが行っておりませんので、取扱窓口をご確認のうえ、事務所又は支所の窓口へ申請してください。

届出者・申請者 チェック項目	チェック欄	※軽自動車検査協会所属 補正等のご連絡
1. 自動車検査証送納届出の手続きが行われていますか?	はい ☐	確認 不要事項 ☐
2. 使用済自動車を引取った事業者(引取業者)から解体が完了した旨(解体報告)の連絡がありましたか?	はい ☐	確認 不要事項 ☐
3. 解体届の記入欄は前号で記入し、記載漏れ、誤記はありませんか?	車台番号 車台番号 車台番号 車台番号 ☐ ☐ ☐ ☐	確認 不要事項 ☐
4. 解体届の解体届/申請者(所有者)の記入欄はボールペンで記入し、記載漏れ、誤記はありませんか?	解体届/申請者(所有者) 解体届/申請者(所有者) ☐ ☐ ☐ ☐	確認 不要事項 ☐
5. 重量税還付申請の期限の欄に「0」が記載されていますか?	はい 通付申請を行わない。 ☐ 車検の有効期限が1ヶ月以上ある場合でも自動車重量税が還付されます。	確認 不要事項 ☐
6. 還付用封筒に宛名を記載し、封筒(内封)を貼ってください。なお、送付用、返信用ともにA4サイズが初めに記入(角2)封筒を使用して下さい。	送付用封筒 宛先 宛先 ☐ ☐	確認 不要事項 ☐
7. 封筒内容物(送付するもの)の確認	申請書 送付用封筒 送付票(申請) ☐ ☐ ☐	確認 不要事項 ☐

※注意事項 (必ずお読み下さい。)

- (1) 送付による解体届を行える軽自動車は、決ますべての要件を満たしていること。
例 自動車検査証送納届出の手続きが行われていること。
例 重量税還付申請がないこと。(解体後の重量税還付申請はできません。)
- (2) 使用済自動車を引取った事業者(引取業者)から解体が完了した旨(解体報告)の連絡がなされた軽自動車であること。
- (3) 送付に係る費用(返信用を含む)は、届出(申請者)の負担となります。
返信用(送付用封筒、封筒貼)等の場合であっても返信用送付費用を使用いたします。
軽自動車に再登録を行う際には、あらかじめ登録料が必要となります。
- (4) 事務所、支所の窓口へ申請書をお持ちされる場合は、当日お持ちされておりますが、送付による場合は、最期に時間を要します。
- (5) 自動車重量税還付申請(車検有効期限が1ヶ月以上ある場合に限り)の期限につきましては、取扱のホームページをご確認ください。
なお、重量税還付申請を行う場合は、解体届出と同時に窓口へ申請してください。(解体後の重量税還付申請はできません。)

※ お手数ですが、封筒の記載をお願いします。
下記の事項の解体届出について、送付により届きます。

今年 年 月 日 車台番号 車台番号	届出(申請)者の氏名又は名称 姓 名 電話番号
--------------------------	-------------------------------

軽自動車検査協会所属(返信用封筒)

上記の解体届出について書類等で送付いたしましたが、解体届出の届出送付票(軽自動車検査証送付票)の送付が不備なため、ご連絡いたします。
ご送付いただいた書類一式をご送付いたしますので、お手数ですが、お送りください。
なお、再送付される場合は、返信用封筒(返付封筒)が必要となります。

この点、ご送付いただきました申請につきましては、送付による取扱いを行っておりません。 ご送付いただいた書類一式をご送付いたしますので、お手数ですが、申請窓口をご確認のうえ、 協会事務所窓口へ申請してください。	書類不備等 ☐ 取扱い要件 ☐
--	--

(取扱連絡先) 〒108-0075
東京都港区港南3-3-7
軽自動車検査協会
解体届受付窓口
TEL 03-6433-1555 応答時間: 8:45~17:00(土・日・祝祭日・12/29~1/3を除く)

様式 10（新）

第10号様式（裏面）

改 造 等 の 概 要

目 的	
車 枠 及 び 車 体	
原 動 機	
動力伝達装置	
走 行 装 置	
操 縦 装 置	
制 動 装 置	
緩 衝 装 置	
連 結 装 置	
燃 料 装 置	
電 気 装 置	

注 1： 変更のない事項については、斜線を記入又は網掛けを施すこと。

注 2： 届出者は、自動車の点検及び整備に関する情報の提供並びにリコール届出に関する責務があります。
なお、リコール届出に関しては、その実施について道路運送車両法（昭和26年6月1日法律第185号）に基づく報告、命令を受ける場合があります。（第57条の2、第63条の2、第63条の3関係）

注 3： 自動車検査証~~第22条~~事項について変更が生じる場合は、当該事項の変更について道路運送車両法に基づく自動車検査証~~第22条~~事項の変更が必要となります。（第67条関係）

（日本産業規格 A列4番）

様式 10（旧）

第10号様式（裏面）

改 造 等 の 概 要

目 的	
車 种 及 び 車 体	
原 動 機	
動力伝達装置	
走 行 装 置	
操 縦 装 置	
制 動 装 置	
緩 衝 装 置	
連 結 装 置	
燃 料 装 置	
電 気 装 置	

注 1： 変更のない事項については、斜線を記入又は網掛けを施すこと。

注 2： 届出者は、自動車の点検及び整備に関する情報の提供並びにリコール届出に関する責務があります。
なお、リコール届出に関しては、その実施について道路運送車両法（昭和26年6月1日法律第185号）に基づく報告、命令を受ける場合があります。（第57条の2、第63条の2、第63条の3関係）

注 3： 自動車検査証の記載事項について変更が生じる場合は、当該事項の変更について道路運送車両法に基づく自動車検査証の記載事項の変更が必要となります。（第67条関係）

（日本産業規格 A 列 4 番）